

2024-7-29 地域共生社会の在り方検討会議（第2回）

○武田課長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第2回「地域共生社会の在り方検討会議」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局に異動がございましたので、御紹介させていただきます。

日原社会・援護局長。

○日原局長 よろしくお願ひ申し上げます。

○武田課長補佐 続きまして、山口総務課長でございますが、本日、公務のため遅れての出席となります。

続きまして、玉田生活困窮者自立支援室長兼地域共生社会推進室長でございます。

○玉田室長 よろしくお願ひします。

○武田課長補佐 続きまして、事務局より、本検討会議の取扱いについて御説明いたします。本検討会議の議事については公開となっておりますが、会場での傍聴は報道機関の方のみとさせていただき、その他の傍聴希望者向けにユーチューブでライブ配信をしております。本検討会議では、これ以降の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意のほど、お願ひ申し上げます。

会場の報道関係者の皆様方におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

（カメラ退室）

○武田課長補佐 それでは、以降の進行につきましては、宮本座長にお願ひいたします。先生、よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 皆さん、酷暑の中、お集まりいただき、ありがとうございます。先ほども私、虎ノ門の交差点、150メートル歩いたくらいで、これで息切れか、倒れるかと思うくらいの熱暑でございます。そうした中、本当にお疲れさまでございます。

それでは、最初に、本日の構成員の皆様の出欠状況です。大変ありがたいことに、第1回目に引き続いて、今回も全員御出席いただいております。本当にありがとうございます。

本日は、常日頃から包括的な支援体制の構築に取り組まれている自治体の方々にも御出席いただいております。お出でいただいた皆様の御紹介をさせていただきます。

まず、福井県坂井市から、健康福祉部福祉総合相談課主査の斉藤正晃様にお出でいただいております。

○福井県坂井市斉藤様 福井県坂井市から参りました斉藤と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○宮本座長 それから、岐阜県飛騨市から、総合福祉課地域生活安心支援センターふらっとセンター長の青木陽子様。

○岐阜県飛騨市青木様 よろしくお願ひいたします。（拍手）

○宮本座長 そして、市民福祉部次長兼総合福祉課長 都竹信也様。

○岐阜県飛騨市都竹様 都竹と申します。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○宮本座長 それから、奈良県から、これはオンラインということですのでよろしいですかね。
福祉医療部地域福祉課課長補佐 竹本由美様です。よろしくお願ひいたします。

○奈良県竹本様 よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 私も個人的にお世話になっていたことがあって、お久しぶりです。

○奈良県竹本様 お久しぶりです。

本日はお世話になります。よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 それから、社会福祉法人奈良県社会福祉協議会地域福祉課長の岡本晴子様。

○奈良県岡本様 よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 皆様、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。本日の議事は「地域共生社会の実現に向けた取組について」ということで、包括的な支援体制について議論を進めてまいりたいと思います。その現状と今後についてということですが。

議論の進め方でありまして、まず、事務局のほうからお手元の資料に沿って御説明いただいた後、永田構成員のほうから、地域共生社会という大きなビジョンの中で、この包括的な支援体制というものをどういうふうに位置づけたらいいのかということについてプレゼンテーションをいただくことになっております。

その上で、自治体の皆様から、現在、進めておられる取組について御紹介いただくと同時に、そこで感じられているいろいろな問題点についても、どうか率直にお話しいただければと思います。そのようなお話を伺った後、構成員の皆様から、質疑応答を含めて、また皆様の御意見も承っていくという時間を設けたいと思います。前は初回ということで、端から順番にということでしたけれども、今回は皆さん、自由に挙手していただいて、その仕方については先ほど事務局から説明があったとおりですけれども、議論を進めていくということにしたいと思います。何とぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○玉田室長 それでは、資料1を御覧ください。「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について」といたしまして、社会福祉法における地域共生社会の理念、それから包括的な支援体制の整備について、現状の整理をごく簡潔に御説明させていただきます。

最初に、資料1ページ目をおめぐりください。社会福祉法の関連規定や考え方についての関係性を図示したものでございます。地域共生社会の実現、赤字で書いてございますけれども、こちらは全体を包含する大きな目標規定として書かれてございます。そして、その目標の達成に向けて地域福祉を推進することとされ、地域福祉の推進のための一つのア

アプローチとして、市町村が包括的な支援体制の整備を行うよう努めるものとされておりま
す。さらに、包括的な支援体制の整備のための手段の一つとして、重層的支援体制整備事
業があると位置づけられているところでございます。

2 ページ目を御覧ください。包括的な支援体制の整備につきましては、社会福祉法第106
条の3で規定しておりますけれども、その第1項の各号で、市町村による実施が期待され
る施策を示しているところでございます。

具体的には、①、②、③とございますけれども、1つ目は、市町村によりまして、地域
住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備をするこ
と。交流の場や活動拠点の整備などを行うものでございます。

2つ目でございますが、地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、
情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の
整備を図る。これはバックアップ体制の構築等々をすることとなっております。

3つ目でございますが、地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい
複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築ということで、
チーム支援や支援関係の協議等々を行うことになっております。これらが期待されていると
いうことでございます。

最後に3 ページ目を御覧ください。社会福祉法第6条第3項では、国及び都道府県の責
務といたしまして、市町村において重層的支援体制整備事業の実施など、包括的な支援体
制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な支援を行う旨の規定をしております。こ
れは令和元年に開催いたしました検討会での御議論を踏まえまして、令和2年の社会福祉
法改正において盛り込んだものでございます。

後半、下の部分の図にまとめておりますとおり、共生社会の検討会の最終取りまとめで
は、市町村における包括的な支援体制の整備のために想定される都道府県の役割として、
市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、市町村域を越える広域での人材育
成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応といっ
たものが挙げられているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。第1回目の検討会議の際に事務局からかなり丁寧
な御説明もあって、今日はポイントを振り返る、復習的な意味も含めてお話しをいただい
たということになるかと思えます。

それでは、先ほどお話ししたとおり、今の御説明も踏まえつつ、永田構成員のほうから
お話しをいただければと思えます。よろしく申し上げます。

○永田構成員 同志社大学の永田でございます。御指名ですので、僭越ですけれども、事
例に先立って、私のほうから後の議論につながるような論点整理をさせていただければと
思えます。よろしく願いいたします。

お手元の資料と、また前の画面も御覧になっていただければと思えます。まず「包括的

な支援体制整備の現状と今後の在り方」というタイトルをいただいていますので、その内で、お話しをさせていただきたいと思えます。

次のスライドをお願いします。前回、宮本先生が重層事業をエイリアンに例えられたことにインスパイアされて、幾つか今まで包括的な支援体制というものをどのように例えて説明してきたかを思い返してみました。例えというのは、その中身、本質をどのように表現するかということですので、そこに共通している要素を考えてみると、包括的な支援体制の本質というものも見えてくるのではないかなと思っています。

縦割りに策定される複数の施策や、その地域にある多様な取組、地域福祉やまちづくりの取組を重ね合わせていくというのが包括的な支援体制の一つの特徴だと思いますが、例えばジグソーパズルというのは、パズルのピースを合わせていって1枚の絵を作っていくわけです。パズルのピースを持っている人たちは、担当課を超えて様々なところに存在している。そういう皆さんの力を一緒に集めて完成図を目指していこうというのが、ジグソーパズルの例えかと思えます。

私は、どちらかというと郷土料理というのが気に入っていて、多様な人たちがそれぞれ持っている材料を集めて、一緒に料理を作っていく。恐らく、できたものというのは隣のまちと違うかもしれないし、自分たちのまちの材料を生かしながら、体制整備を図っていくというのが1つの大きな特徴ではないかと考えています。

3つ目のポチのところで、「対話を通じて」と書いてありますけれども、パズルの作り方とか郷土料理の作り方というのに恐らく特徴があると思っています。つまり、担当課の人たちが材料を集めろと言って集めてくるとか、パズルのピースを持っている人たちを無理やり集めてくるのではなくて、合意形成して、パズルも料理も、一緒にそれを作っていく。そういうプロセスが非常に重要なのではないかなと考えています。結果として、そのまちに合った体制として包括的な支援体制を構築していくことで、地域共生社会の実現に近づいていくということです。

私は、社会福祉法に位置づけられた地域共生社会を超えて、こういった体制整備が新しい社会の在り方につながっていくのではないかと期待していますが、これはあくまで私の私見ということになります。

次のスライド、お願いします。こちらは御説明がたった今ありましたので、詳しく話しませんが、法律上の立てつけとしては、参加し、共生する社会、地域共生社会の実現を目指して、地域の皆さん、様々な民の主体が協力して、社会的孤立を含むような地域生活課題をともに解決していく。同時に、社会的孤立を含むような地域生活課題を抱えた人たちが地域社会に参加する。そういった機会が確保されるように市町村がつくっていく体制が包括的な支援体制であり、その体制整備のために必要であれば、重層的支援体制整備事業という事業が用意されているということになっています。

もう一つ重要な条文として、社会福祉法第6条第2項も挙げておきたいと思えます。この中では、公的な責任というものをしっかり規定していただいているわけですが、

地域福祉の推進や包括的な支援体制の構築に当たって、国及び地方公共団体が各般の措置を講じなければならない。同時に、推進に当たっては、福祉以外の様々な関連領域との連携に配慮しなければならない。こうしたことが規定されているわけです。

ただし、社会福祉法上、この地域福祉というのは「地域における社会福祉」となっており、そうした推進のための体制整備というのが包括的な支援体制ということになっていきますので、あくまで社会福祉法の中で解釈すると「受け手と支え手」に分かれるのではなくとか、従来の福祉を超えて多様な人たちと連携・協働していこうといった観点というのは、法律上はやや弱いのではないかという、赤くした部分で私の私見について書いています。

次のスライド、お願いします。では、こうした体制整備をしていくに当たって、市町村が実際にどのような課題を抱えていらっしゃるのかということを考えてみます。こちらに引用したのは、宮本先生や菊池先生がオーラル・ヒストリーという形で、様々な担当課の皆さんなどにインタビューされて、まとめられた本の中から引用したものです。重層ができた当時の担当の室長の方が、大臣からこのように指摘されたというコメントをされているのが非常に印象的だったので、引用しました。

当時、大臣から、役所の組織体制の問題、つまり施策をつくっても、それを実際にやっていく市役所の部門で福祉全体を見渡して企画立案していくような能力がないと、結局何も変わらないのではないかと指摘を受けたという話です。これは非常に慧眼で、本質を突いているのではないかなと私は思っています。つまり、施策をどのように進めたらよいのかとか、そういったことは、先ほど見たように106条の3には書いていませんので、担当課の皆さんがこれまでの枠を超えて、対話を通じて、自分たちの担当ではない制度と制度や、地域の中で様々な活動をしている皆さん、こういった人たちを結びつけていくようなプロセスが必要になってくるというところが、今の自治体の皆さんにとっては非常に難しいところなのではないかと感じています。

もちろん、トップダウンでつくっていく、例えば首長さんとか管理職の方々がリーダーシップを取るといったことも非常に重要だと思うのですが、あくまで行政の庁内であれば市長がやると言えばやれるかもしれないのですが、地域で活動している様々な方々というのは権限や命令だけで動くわけではなくて、その方たちがやりたいことであったり、一生懸命やっていること、そういう皆さんの活動を認めて、対話をしながらつくっていかないと庁内にとどまってしまうのではないかと書いています。

庁内の関係課も、福祉の関係課、その枠を超えて福祉以外の関係課の皆さんとの連携。さらには、当然ですけれども、支援関係機関との連携。もっと広げて、地域の皆さん、様々な活動をしている方々との連携。こんなふうに連携の範囲を広げていくということ市町村の皆さんは非常に難しいと感じていらっしゃる、庁内でとどまってしまうところが非常に多いのが現実ではないかと思っています。

106条の3で示されているのは、新たな機関を設置するといった画一的なものではなくて、必要な取組というのが示されているにすぎませんので、こうした体制をどのように地

域の中の多様な人たちと対話しながらつくっていくか。当然ですけれども、結果としてでき上がる体制というの、1つの形が決まっているわけではなくて、地域によって、どんな人たちと一緒に連携していくのかということが多様になるし、多様な方法があるのではないかということです。

次のスライドはそのことをまとめたものですが、時間がありませんので、ここは割愛して、その次をお願いします。今度は、包括的な支援体制というのは、非常に大きく言えば多機関協働と地域づくりという2つの大きな柱があります。そのうち、多機関協働の現状と課題について整理したのになります。

既存の会議体等を上手に活用しながら、必ずしも重層事業を使わなくても包括的な支援体制の整備を進めている自治体さん、この後、恐らく飛騨市さんがそのようなお話しをしてくださると思うのですが、ほかにも石川県の加賀市さんとか、そのように進めていらっしゃる自治体さんも当然あります。もちろん、重層事業を使って包括的な支援体制の整備に取り組んでいる自治体さんもあります。

それから、3つ目のポチのところに書きましたけれども、連携の範囲を、権利擁護、消費者の部門、これは、滋賀県の野洲市さんが有名だと思いますけれども、生活困窮者自立支援のところでもできた税部門との連携であるとか、最近ですとペットの問題とかごみ堆積の問題も環境の部門との連携が当然必要になってきます。さらには、教育委員会、消防、ここに挙げているような様々な部局との連携に広げながら、独自に包括的な支援体制の整備を進めている自治体さんも多くあるのではないかなと思います。

しかしながら、多くの自治体さんでよく聞かれるのが、「地域生活課題の解決」というところに力点が置かれ過ぎてしまって、相談窓口の設置が目的化してしまっている。そういう自治体さんも多いのではないかなと思います。対話とか連携というものが十分でないのに、総合相談窓口だけぽんとつくってしまうと、逆に困難な課題を全部そこに投げてしまうという、かえって丸投げが強化されてしまうというような実態もあるのではないかなと思います。

また、地域共生社会の理念から考えると、「支援対象者化」しないこと、つまり、御本人が活躍していくことを応援していくとか、前回の検討会では伴走型の支援の大切さも議論になりましたが、支援者の皆さんが課題解決思考からなかなか抜け出せなくて、相談支援だけでは制度・事業中心の考え方から転換していく転機を見出すことが難しいのではないかなと感じています。

最後に、これは後ほども触れますけれども、都道府県域の相談支援機関との連携・協働に苦慮している自治体さんが非常に多い。「にも包括」であるとか児童相談所、女性支援センター、こういった相談支援機関との連携に苦慮している自治体さんが多いという現状があるのではないかなと思います。

次のスライド、お願いします。一方、地域づくりですが、地域共生社会をいろいろな人たちが参加し、共生する社会と考えたときに、当然、相談支援機関の専門職だけが連携し

て、こういった社会をつくっていけるかといったら、つくっていくことは難しいわけですし、既存の地域福祉の重ね合わせだけでも、それは難しいのではないかなと思っています。

私は、国のほうで使っていただいている右側のポンチ絵が非常に好きなのですが、下のところに「様々な社会・経済活動」と書いてくださっています。単に福祉活動しているというだけではなくて、様々な社会・経済活動と結びついていくことで、多様な人たちの参加、活躍の機会や場をつくっていきこうということが表れているのではないかなと思います。私見では、これが法文上、うまく表されていないのではないかなと思っています。

もう一つは、左側の自由な発想（余白とか遊び）のようなことを許容できる官民関係というのが、本来、新しい活動を生み出していくときには必要なのではないかなと思っています。業務委託契約のようなものに縛られてしまって、社会福祉協議会さんとか様々な民間団体さんが、その中で縦割りの一部になってしまうという現象も全国的には見られるのではないかなと思います。この検討会議の豊中市さんとか北芝さんのような自由な発想、そういった活動を生み出していくための官民関係はどうあるべきなのかということも考えていく必要があるのではないかなと思っています。

最後の2枚では、もちろんこれに限りませんけれども、後段、皆さんと議論していきたい論点について幾つか取り上げたものになります。繰り返しになる部分もありますが、まず、先ほども述べたように、「福祉サービスを利用する地域住民」と、その「地域生活課題」に対して、住民の皆さんや支援関係機関が連携して支援する、こうした構成になることは、社会福祉事業法から続く社会福祉法の性格上、やむを得ないと思いますが、支援する側とされる側というのを超えるような書きぶりにはどうしたらよいかと思っています。

そうした延長線上で、包括的な支援体制は相談支援の包括化だと多くの市町村さんは理解してしまう。支援される側、する側という関係を超える、本人中心という考え方を改めてどのように位置づけていくかを考えていく必要があると思っています。また、今回の検討会議の中では、ぜひ都道府県の包括的な支援体制における役割を、後方支援を超えて、考えていきたいと思っています。

次に、先ほど支援観の転換についてお話ししましたが、こうした「支援対象者化」を超えていかないと、活動が支援のために「資源化」されてしまうといったことも起きてしまうのではないかなと思っています。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、困っている人がいるので、困難な人がいるので、こうした活動が地域で必要だという順番になってしまいますので、地域の中で自分たちが必要だと思って、やりたいと思ってやっている活動を応援していくという発想に、なかなかないのではないかなということもここでは表現しています。

そして、従来の福祉関係者の範囲を超えて、新たな官民協働の形とかプラットフォームといったものが地域共生社会の実現には絶対に必要だと思うのですが、そういった展開をどのように法律の中で描いていけばいいのか、こんなことも議論していけたらと思

っています。

最後のページになります。前段で触れなかった少し細かい点になりますが、包括的な支援体制の構築においては、民間の団体、特に社会福祉法上は社会福祉協議会の皆さんと、それから民間財源である共同募金の役割というのが非常に重要だと思います。特に前者、社会福祉協議会については、現在、全国社会福祉協議会のほうで基本要綱の見直しも議論されているということですが、その中でも、行政とのパートナーシップをどうしていくのか、権利擁護支援における社協の役割をきちんと位置づけるべきではないか。こんなことも議論されていると聞いております。

実際にどのような事業をしていくか。例えば、日常生活自立支援事業等とともに、社協の皆さんが、社会福祉法人を含めた民間の自発的な福祉の中間支援組織としての役割をしっかりと位置づけていくことも重要ではないかと思っています。

また、第2期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援を土台として包括的な支援体制や権利擁護支援のネットワークを構築していくと明記しています。特にその中でも、意思決定支援、当事者の参加やエンパワーメント、それを通して地域社会への参加を支援していく。つまり、判断能力が不十分になっても、地域社会に参加し、活躍できるような条件をつくっていくということを、この基本計画の中でも推進してきているところです。ですので、意思決定支援のような観点を、ぜひ包括的な支援体制の土台に位置づける。そういう議論をしていただきたいなと思っています。

最後から3番目ですけれども、前回、原田先生が社会福祉法89条の指針の見直しということを通して、地域共生社会の基本的な理念や考え方を、社会福祉法の地域福祉の推進という枠を超えてしっかりと明示すべきではないかとおっしゃっていたかと思うのですが、もちろんそのような形もあり得ると思いますし、ほかの形もあり得るかもしれませんが、いずれにしても、そういった基本的な指針のようなものがしっかりとあるということが重要ではないかと思っています。そういったものを道しるべにしながら、市町村の地域福祉計画に包括的な支援体制をしっかりと位置づけて策定していくということが重要なのではないかなと思っています。

現状では、地域福祉計画に、上位計画として、包括的な支援体制を位置づけると言われても、市町村の皆さんはそれをどう策定していいのかが非常に悩まれているのではないかと思います。インデックス計画と書いたのは、ほかの施策をざっと並べる。地域福祉計画が事実上そうなっているところが多いということです。本来の上位計画というのは、そういう意味ではないのではないかと私は考えています。

最後に、この包括的な支援体制づくりというのは、福祉行政のこれまでのあり方を改革していくということが当然条件に入ってくると思いますが、それを超えて、この体制づくりを通して、地方分権、住民自治といったことを強化していくという大きなビジョンが必要ではないかと思っています。そういったビジョンの中で、自治体の皆さんが主体的にこの体制整備を進めていく。そのことをどうやって後押ししていくのか、こういった難しい

取組を自治体行政の皆さんの背中を押しながら進めていく。こんなことの方法論についても、ぜひ皆さんと議論していきたいなと思っています。

すこし急ぎ足になりましたけれども、私のほうからの報告は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○宮本座長 永田構成員、大変ありがとうございました。エイリアンか郷土料理かと言うと、あいつら、何をやっているんだということになりかねないですけども、事ほどさように、この検討会議が進めているテーマというのは、恐らく福祉行政の分野では画期的なものではないかなと思います。事業や制度を事项目的化しない。何のためにそれをやっているのかということから目をそらさないということですね。今日もこれから自治体の方にお話しをいただくわけですけども、これまでだったら、所管している事業をやっていない自治体と呼ぶというのは考えられなかったのだけでも、この事業を使いこなしている自治体、それから、必ずしもこの事業に着手していなくても、目的を達成している、そこに近づいてくださっている自治体、ともに話を聞く、これも画期的だと思います。

意地悪な言い方をすると、霞が関というのは縦割りの大本なのですが、であるからこそ、この縦割りを地域で超えていってもらうために、どういう手が尽くされなければいけないのかというのを、地域サイドに立って考え抜く。ここも非常に画期的ではないかな。であるがゆえに、エイリアンとか郷土料理という話になってしまうので、そこをぜひうまく外の方々には御理解いただければなと思っています。

ちょっと余計なことを言ってしまったかもしれませんが、今の永田構成員のお話も踏まえつつ、御出席いただいている自治体の方々からプレゼンテーションをお願いしようと思います。まず、福井県坂井市の斉藤さんのほうからお話を承りたいと思います。よろしくお願いします。15分ぐらいということでお願います。

○福井県坂井市斉藤様 よろしくお願いたします。福井県坂井市役所から参りました斉藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。15分ということですので、ポイントを絞って御報告させていただければと思います。

次のスライド、お願いします。まず、坂井市の概要です。ページのとおりになっておりますが、人口9万弱ぐらいの、福井県北部の東西に長い、人口密度が低い市になっております。関係機関は以下のとおりとなっておりますので、御覧いただければと思います。

次のページ、お願いします。こちらは健康福祉部、主に福祉に携わる課の組織になっております。こちらも特段、特徴のあるようなつくり方はしておりませんので、このような形でやっております。

次のページ、お願いします。本市における福祉分野の体制は以下のとおりとなっております。高齢者福祉のところの中核機関を直営で持っています。私が所属しておりますのが福祉総合相談課というところになりますが、赤枠左下、生活困窮者支援でありますとか困窮のほう、あと多機関協働事業のほうを担当させていただいております。こちら、ちょっと字が見にくくて大変恐縮ですけども、自立相談支援機関のところには社会福祉協議会か

ら職員が4名、市役所のほうに来ていただいて、我々、市の職員と一緒に相談業務とか、そういったことをさせていただいている自治体でございます。

では、次のページ、お願いします。このページは、厚生労働省の国の「我が事・丸ごと」の地域づくり事業でありますとか、生活困窮者自立支援法の流れを受けて、坂井市がどのような動きをしてきたかということをもとめている資料になります。坂井市の場合は平成28年からこのような取組を始めているのですけれども、どちらかというところ後進の市と言われても仕方のないような体制であったと思っています。平成28年、29年、30年というところで核となる取組を進めてきましたので、こちらは後ほど御紹介させていただいて、令和2年から令和6年のところは割かし最近の動きになりますので、前段と後半に分けて御紹介させていただければと思います。

では、次のページ、お願いします。坂井市の場合、モデル事業から多機関協働事業、包括的な支援体制を進めるに当たって、様々なこの事業以外のところも同じような体制で検討させてもらったところがございまして、例えば左側は重層に行き着く流れを書いているのですけれども、右側は併せて中核機関、成年後見のほうもどうしていいか分からなかったため、生活困窮者自立支援事業の家計改善事業とか、社協さんの日自と併せて両方進めてきたという流れがございまして。

では、次のページ、お願いします。本市のほうで、なぜモデル事業に取り組むようになったのかというきっかけはこれなのですけれども、生活困窮者自立支援法ができて、坂井市も「福祉総合相談室」というものを遅れて立ち上げたのですが、名前ばかりが先行して、いわゆるたらい回しがさらに発生することが多くなったというところがございます。というのも、ほかの課で何か困ったという言葉が先に出てしまうと、困った人は総合相談室へというふうな枕言葉になってしまって、話を聞かずに回ってきてしまうということが多発しました。

よくよく話を聞くと、元の課で対応できるようなことだったということがしばしば起きて、さらに言うと、一旦、総合相談室のほうにお客さんであったり、相談が来ましたとなると、それをほかの課にお願いするときには、こちらからお願いしに行かなければいけないという弱い立場になってしまうということ。職員数が本当に少なかったもので、そういった事態が起き、不具合が生じたというのが当市でございます。

次のページ、お願いします。こういったときに国のモデル事業を活用させていただいて、高齢と障害と生活困窮の3部門で事務局をつくりましてワーキングをして、先進の自治体さん等に教えていただきながら体制を検討していったというのが当市でございます。その中で出た案としては、ワンストップ型の窓口ということと連携型と案1と案2の折衷案という3つが考えられるのではないかと考えたのですけれども、結論として、坂井市としては連携型を採用しました。現在は、どちらかというところ案1、案2、ワンストップと連携と両方混ざっているのかなと思っています。

当時、包括的な相談員をつくるという路線の論と、包括化するという、横断化していく

ことが大事なのではないかという論がありまして、結論からいくと包括化というところでのこのときは落ち着きました。

では、次のページ、お願いいたします。こちらは実際に地域包括支援センターさんとか障害の相談の現場にいらっしゃる方、生活困窮の相談をしている方なんかには、本当に現場の職員に集まっていただいて、1つの事例を各分野別に分かれていただいて事例検討していただいたときの資料になります。

その世帯の中で誰が気になりますかとか、どういったところが気になりますかということカードゲーム方式で出していただくのですけれども、1回目やったときは、自分の制度といいますか、自分がふだん働いている現場がございますから、知りたいこととか世帯員の誰に注目しているのかということでもかなりの偏りが出たのですが、これをファシリテーターといいますか、司会進行役をつけて2回目、3回目とやっていくと、制度とか課題だけではなくて、その人、その世帯にとって優先順位はどうでしょうかというふうに問いかけていくと、総合的な支援方針というものがある程度まとまってきたというような現象が起きました。

次のページ、お願いします。その体験の下、坂井市のほうでは、これをベースにして相談体制の核としましょうということに決まりました。右側の図、図が小さいのですけれども、一番上にAさん、A世帯がいらっしゃって、その世帯を支援するために、各関係機関がどのような連携をしていくかということを表している図になるのですが、その調整を担う者を「相談支援包括化推進員」と当時は名づけて設定したということでございます。

では、次のページ、お願いします。こちらは現在の本市の相談体制の1枚絵になります。基本的にはいろいろな課がありますので、自分の課にそぐわない相談があっても、一旦は受け止めていただいて、解決もしくはつなぐ、もしくは話を聞いていくことが難しいということがあれば、各課で難しければ各課に相談支援包括化推進員というものを配置していますので、そこに相談していただいて協議をかけていただくというふうにしています。

右下のところにはさかまる会議とあるのですけれども、これは多機関協働事業で言う支援会議に相当する部分になります。右側の随時というのは各課が困ったときにやるものなのですけれども、本市のほうはどちらかというと定例のほうに重きを置いていまして、毎月1回、必ず行っています。司会進行や事例を出していただくのも、各課が持ち回りです。

参加者ですが、課を固定しています。例えば、高齢者がいない世帯の事例を扱う場合であっても高齢福祉課が参加しますし、子どもがいない場合であっても子どもの担当課が出てくるような仕組みとして、どちらかという問題解決をするための会議ではなくて、人材育成機能として取り扱っている会議でございます。

次のページ、お願いします。その体制を利用支援会議、成年後見の利用促進のほうでも利用支援会議というものを開いておりまして、この仕組み、さかまる会議の仕組みをそのまま応用しているといった内容になっています。

では、次のページ、お願いします。さかまる会議、坂井を丸ごと見ましょうという会議、ただそれだけの名前なのですけれども、この会議、やり始めの頃は非常に課題も出まして、各分野、今まで交わったことのないような方々が会議で同じ事例をするので、場合によっては裁判会議みたいな形で、若手の職員とか我々行政の職員も人事異動で来たときにはなかなか分からなくて、意見を言えなくなってしまうという現象がしばしば起きました。そのため、ルールをつくらうということで、みんなで話し合っ、以下のような心得ということをつくっています。

ポイントとしては、左側の赤い字で、敷居を低くするという、情報が少なくても上げていいですよということ。あと、右側のほうで、支援者を支援するためのものなので、必ずしも困っていることとかプランがしっかりしていなくてもいいですよとか、年齢や役職を超えて発言ができるようにということで、心理的な安全性というものを担保したいということで心得をつくっております。

次のページ、お願いします。こちらはちょっと見にくいのですが、真ん中のところで、毎回、会議の前にこの心得の読み合わせをさせていただいて、初めて参加する方がいらっしゃる場合には、本市の場合はこのようにやっていますよということを事前に周知してから始めています。

では、次のページ、お願いします。そのような体制を、ひきこもり支援の体制をつくっていくときも、多機関協働事業のこの事業を生かして、この事業を応用して体制整備をしていった流れがございます。

次のページ、お願いいたします。それらの仕組み、これまでつくってきたものを計画に落とす作業として、これは令和元年、2年で作っているのですけれども、坂井市福祉保健総合計画ということで、地域福祉計画であったり、高齢者福祉であったり、そういったものをつくるときに、基本方針の中に地域共生社会とか包括的な支援体制とか参加支援といった文言を入れております。

その進捗の報告ということで、下のところに、坂井市で地域共生社会推進会議というものを開いておりまして、これは各分野の計画の代表の方に来ていただいて計画の進捗を見ていただくというような仕組みになっています。

次のページ、お願いします。こちら、その中の地域福祉計画、及び社会福祉協議会さんが作成される活動計画のほうを、坂井市は一体的に作成しております。左側が市の計画で、右側が社会福祉協議会さんの計画。策定年度を合わせて、構成委員も同じメンバーにお願いして策定しています。こちら、福祉保健総合計画であったり、地域共生社会推進会議であったり、地域福祉計画の座長は、永田先生に全てお願いして御協力いただいているところでございます。

最後になります。次のページ、お願いします。これまでの経緯を振り返ってみますと、包括的な支援体制整備、モデル事業は生活困窮のほうからうちのほうは発信しているのですが、その間、いろいろなことが起きました。市と社協の協働が進んだと書いております

が、困窮を始めた頃は連携なんてほとんどなくて、言い方は悪いですけども、社会福祉協議会へ行ってください。こっちに来ましたということもありました。29年ぐらいから社協の職員さんと我々と一緒に仕事をするようになって、お互いのいいところを持ち合わせるようになって、現在、社会福祉協議会さん、全部合わせると5名いるのですけれども、いないと業務にならないぐらいにうちはなっています。

2番目の○ですが、債権管理のところとの連携事業ということで、昔は債権のほうと連携するなんて考えられなかったのですが、こちらは生活困窮のほうの家計改善の事業を活用させていただくことで連携が進んだ事業になります。

3つ目の○ですが、こちらは始めた当時は、我々が地域包括さんとかに困窮の立場として相談に一緒に行こうということをやると、原課から、勝手に連れていくのはやめてくださいとか、そういうこともあったのですが、現在は協働するのが当たり前で、アウトリーチの継続事業を使って、月1回、包括と我々とケース検討、ケース共有をするようなこともあります。このような経緯を経て、総合相談窓口というものが周知されました。

あと、市民協働部門との協働でありますとか、住宅確保要配慮者支援も広がっております。こちらは今日、参考資料をつけておりますので、御覧いただければと思います。

重層事業をする上では、必然的に最低でも補助金を持っている各課が意思疎通を取ることが増えるために、分野をまたぐニーズや課題があったときには検討しやすくなったなという思いがございます。

次のページ、お願いします。最後に課題です。債権であるとか、いろいろなところとつながってきたのですが、赤線です。赤点は今、つながり始めているところです。重層事業を進めていったり、包括的な支援体制整備事業を進めていくと、いろいろなところとつながってくるのですけれども、逆につながっていなかったところがつながって、これは課題だねとか、私が気づいていないだけで、まだまだつながっていないところもたくさん左側にあるということも、いつも思います。なので、そういったことを進めていくためには、人材の育成という一番下のところですね。重層事業を支える体制を継続できるための人材育成というところが、これから課題なのかなと考えております。

私の報告は以上でございます。ありがとうございました。（拍手）

○宮本座長 斉藤さん、どうもありがとうございました。この後、構成員の皆さんから今のお話、いろいろ伺いたいこと、たくさん出てきていると思うんですね。自由にお聞きいただきますし、コメントもいただきます。

ただ、今、斉藤さんのお話の中にあっただと思うのですけれども、プレゼンテーションの直後に記憶を固めていただくという趣旨で、2点ほど私のほうから越権行為でお伺いすると、坂井市の場合、今、お話にあったように、地域共生社会のビジョンの提起があったとはいえ、重層的支援体制整備事業が始まる前から、さかまる会議とか連携型の包括化とか、端から見ていて結構和気あいあい、楽しそうにやってきて、それがなかなかできないんだよとやっているほかの自治体なんかに対して、何でそこを割と元気にやってこれたのか、

何かそこで秘訣はあるのかどうなのか。

それから、重層的支援体制整備事業で、まだまだつながりきれいていないとは言えないところもたくさんあると。重層、4分野ですので、ここが繋がらないというのは無理からぬところかなと思うのですが、これまでやってきたことを、重層を始めることで、さらによくなったということだとか、やりにくかったというところがもしあれば、今のお話を整理する上で簡単にお伺いしてもいいですか。

○福井県坂井市齊藤様 紆余曲折がありまして、障害と困窮の担当者が結構熱い方がいらっしゃって、毎日のように雑談を2～3時間やっていて、何で障害に持ってくるんですかとか、何で困窮で受けてくれないのですかとか、そういうことが本当にたびたびありました。現場の職員さん、包括支援センターとか障害の相談員さんを交えて、いわゆる懇親会みたいなことをすると、現場で起こっていることというのが言葉が多分違うのです。包括支援センターさんが、何で障害のとか、何で困窮の人はおっしゃるのですけれども、よくよく聞いていくと多分ピースが合うところがあって、これはそういうところ、ピースを合わせる必要があるのではないかとこのところで、各現場の方といろいろ和気あいあいやってきたというのが、今、思えばよかったのかなと思っています。

もう一点、重層のところですが、合言葉じゃないですけども、今まで福祉に来たことがない職員が来たときに、重層って何ですか、地域共生って何ですかというところから勉強し始めるので、そういう意味では非常に説明がしやすいことはありました。

○宮本座長 どうもありがとうございました。

続きまして、先ほど申し上げたとおり、重層は自己目的ではないということで、坂井市はこれをバネにして進めていただいたということがあるので、重層に着手していなくても、事実上、目指したところにアプローチしていただいている、接近していただいているということで、岐阜県飛騨市のお話を伺っていきたいと思います。では、都竹さんのほうからよろしくお願いします。15分ぐらいということですよ。

○岐阜県飛騨市都竹様 それでは、飛騨市の取組についてお話をさせていただきます。私、市民福祉部次長兼総合福祉課長の都竹と申します。よろしくお願ひいたします。

○岐阜県飛騨市青木様 地域生活安心支援センター 青木です。よろしくお願ひいたします。

○岐阜県飛騨市都竹様 2人で15分ほどお話しさせていただきます。「市民のWellbeingな人生を支える包括的支援」ということでございます。

次、行ってください。まず、飛騨市の概要でございますが、人口2万1000人の岐阜県最北端のまちでありまして、高齢化率40%、人口減少先進地と市長自身も言っておりますが、日本の30年後がもう既にリアルにここにあるという状況のまちでございます。

次、行ってください。生産年齢人口がおよそ半分できて、こどもが1割、高齢者4割といった人口規模でございます。

次、お願ひいたします。本日の本題であります包括的相談支援体制の、まず経緯というところから御説明させていただきます。

次、お願いします。現状の体制でございます。現状、どうなっているかと申しますと、市民福祉部という部があるのですが、1つの建物の中に福祉支援部署が全て集まっているということでございまして、この図面のような形で全て集結しているという状況でございます。

次、お願いします。関係部署ですが、市民福祉部の中に全て福祉の部署がそろっておりまして、総合福祉課、地域包括ケア課、子育て応援課、市民保健課という4課でございます。その中で総合福祉課、私たちの課が全体を仕切る形になっておりますが、中でも地域生活安心支援センターふらっとが全体の包括的・重層的な要になっているところでございます。

次、お願いします。この地域生活安心支援センターふらっとですが、これは世代や分野で区切らず、困り事おおよそ全てを受け止めるという部署でございまして、幼少期から老年期まで、市民の成長、発達、人生のウェルビーイング、全てに関わる。おおよそどんな困り事も受け止めようという部署でございます。

職員体制は、センター長1名に総合相談員4名。2名は生活困窮の相談員と兼務でございます。あと、出先のふらっと+というのをつくっておりまして、こちらに短時間のパート職員を6名、アウトリーチしております。

次、お願いします。市民の皆さんには、こんな感じのチラシを持って周知いたしております。

次、お願いいたします。では、この地域生活安心支援センターふらっとというものがどのようにできてきたかということでございます。母体は発達支援センターです。ただ、何の専門性もない発達支援センターでございました。そういったことで、市長も、形だけつくって看板を掲げているだけでは何の意味もない。中身なんだということで、ちゃんとした人を連れてこいということで、平成29年度に有識者の方をセンター長に配置いたしまして、ここから発達支援センターの機能強化が飛騨市で始まります。

最初にやったのは学校の関連にアプローチしていくということでありまして、発達支援センターというと、どうしても未就学児が対象というイメージがあります。ここで小学校に入っていきようになりまして、また、大きく令和元年度から作業療養士。これはなかなかスーパーな方なのですけれども、市長が飛騨市に連れてまいりまして、この方に関わっていただくようになってから、また大きく進展が始まっていきます。それで、令和2年度にOTの専門相談というのを核にした総合相談窓口を設置しております。

次、お願いします。こうした発達支援センターを機能強化する中で見えてきたことですが、未就学児への対応から小中学校の方を支援といいますか、関わっていくと、その子のみならず家族全体とか、その子どもを取り巻く関係性、家族、学校、その他、いろいろな方々が取り巻いています。そういった方全部を視野に入れなければいけないということで、これは必然的にそういった広がりが出ていったということでございます。

また、作業療法士に関わっていただいたことで、作業療法士というのはもともと生活現

場がフィールドでございますので、中へ入っていくのですが、特に心理面も分かるもの
ですから特性の見立てをされるのですが、それが非常にポジティブに捉えていくの
ですね。そういったポジティブな特性の見立て。

また、様々な方々との関係性、取り巻く環境も作業療法士の本分でございます
ので、こういったことに必ず視点が向くということ。

また、その子の今だけを見るのではなくて、将来のウェルビーイングという
視点でその子を見るということ。その子やら、その家族を見ていくという
ことがありますので、そういう幅広く捉える視点というのが、ここで大きく
飛騨市に培われてきたということがございます。

こういった過程を経まして、発達支援というのはこども時代のこと
だけではなくて、人生に関わる支援、人生の終焉までが発達なの
だという認識を我々、強く持つようになりまし

た。こういった経緯もありまして、令和2年度の障害福祉計画
ですが、飛騨市では飛騨市生涯安心計画と呼んでおりますが、
障害の定義を市独自に変えまして、作業療法士の作業遂行に
着目して「自分のやりたいことがやりたいようにできないこと」と
いうのを障害だという定義をいたします。こうしますと、対象は
おおよそ全ての人になってまいります。

次、お願いします。この流れで、発達支援センターを、世代
や分野を問わず、全てを整える機関に拡充しようということ
になりまして、それで令和3年度、地域生活安心支援センター
ふらっとを立ち上げたということがございます。立ち上げた
といいますが、発達支援センターをそのまま拡充・改組した
というものでございます。ここに至る経緯では、形を先に
考えていたわけではありません。目の前でいろいろな方の
対応を実直にやっ

ていく中で、結果的にここに至ったというのが私どもの
ほうの形かなと思っております。次、お願いいたします。それで、翌年、
令和4年度になって総合福祉課という課を、現在の私
たちの課になりますが、これを立ち上げまして、ふらっとは
単独の課で立ち上げたのですが、結果的に総合福祉課の課
内室という形で中に入れました。これで困窮のほうと
同じ立てつけになったものですから、急迫とか緊急の
ケースの対応も非常に迅速にできるように、また専門
的な見立ても入るようになりました。また、声を上げ
られない方がいるのですね。窓口に来られない方も
たくさんいらっしゃるということが分かってきて、ア
ウトリーチをここで始めるようになります。

それで、令和5年度にふらっとの出先、ふらっと+とい
うのをつくりまして、アウトリーチを本格化していき
ます。また、困難ケースが多いものですから、いろ
んな支援の開発といいますが、必然的に欲しくなる
ものですから、それに取り組みたいということ
です

ね。次、お願いします。こういった飛騨市支援ラボ事業
というものを立ち上げました。要するに、今、言
ったように、困難ケースで何かこういう支援が
あればいいのにとすることが常々あるのですが、指
をくわえて見ても何も解決しませんので、何
でもいいから試し

でもいいのでやってみようということで、まさに支援の開発、支援ラボ事業でございます。基礎自治体ですと、失敗すると血税を無駄にするというような観点がどうしてもあるものですから、萎縮しがちなのですが、このラボ事業で括ることによって、失敗しても思い切ることができるということで、様々な支援開発に取り組んでおります。

たくさんあるのですが、主立ったものをここに4点。思春期健診、学校作業療法室といったものに全国で初めて取り組んでおりますし、パワーふらっととかふらっとまちライブラリーといった取組も行っております。

次、お願いします。こんな感じで、制度になくてもなんでもスタートアップということで、ふらっとLABOという形で、いろいろな必要な資源開発に取り組んでおります。

次、お願いします。地域生活安心支援センターふらっとは、職員独自では当然できません。専門家のバックアップ体制を取っております。そういったことで、一番大きいのは作業療法士さんたちになるのですが、全国でも初めての児童精神科、単科の診療所を、私たち、こどものこころクリニックというのを立ち上げております。このクリニックもバックアップしてくれていますし、市民病院の小児科の先生や、思春期健診を、これも全国初で私ども、やるのですが、こちらを先導していただいている先生に顧問医師になっていただく。また、助産師さんたちにもバックアップについていただいております。

次、お願いします。こういったたくさんの方の専門家に関わっていただいているのですが、施設で一番いいと思って引き継いでいるのは作業療法士です。「バイオ・サイコ・ソーシャル」に全てトータルに関われるのは、この作業療法士だけじゃないかと思います。作業療法士の視点は、人生のWellbeingという形で人を捉えますので、非常に哲学的なセラピストだなということを感じるのです。つまり、その人を治そうという気持ちがなく、そのままでもどう幸せに生きられるのかという環境調整から、その人の特性・発達までをいろいろ考えていけるということで、全ての人を受け止めるふらっとにとって、最もフィットした助言をいただける専門家だと思っております。

次、お願いします。ここから見えてきた「包括的支援の視点」ですが、「人生」という尺の視点で捉えられるようになっていくこと。また、この先のWellbeingな姿を必ずイメージしながら支援していくということ。また、大人から子どもまで全部やっていると、大人がつかずいたときの原因として、子どものときこうだったらという逆算の視点が持てるようになってきています。これは非常に大きな視点でありまして、これがさらに子どもたちの発達支援のところに非常に大きく有効に役立ってきております。

次、お願いします。そんな形の中で、飛騨市の地域共生社会づくりのイメージです。飛騨市まるごと作業療法室です。時間軸、空間軸、全ライフステージを作業遂行場面と捉えながら、こういったまちづくりがしたいと思って、今、1個ずつ着実に取り組んでおるところでございます。

次、お願いします。第4期地域福祉計画、昨年度、策定いたしました。この包括的支援ふらっとの取組については、飛騨市の地域福祉計画の中でもトップの最重点施策として

掲げさせていただいております。

次、お願いします。こういったことで、全体的な流れのお話しをしましたが、よりリアルに現場の実例の話を、隣におります青木センター長のほうから、ちょっとさせていただきます。

○岐阜県飛騨市青木様 それでは、ふらっとの相談について事例等のお話しをさせていただきます。

次、お願いします。先ほど説明にもありましたように、飛騨市は人口2万人強の小さなまちです。このまちの規模で、お困り事相談がそんなにあるのかと思うのですが、ここ数年間、年間に新規で400件を超える相談があります。ふらっとは総合相談窓口として、何でも、誰でも、どんな相談でもオーケーとしていますが、もちろん市役所の各課にも窓口があって、そこで申請とか制度の相談なんかはみんなそちらのほうに行かれますので、ふらっとのほうに来る相談はより複雑なものになっています。それでも継続相談を含めると、1000件は超える数になろうかと思えます。意外と田舎の市でも、こんなに生きづらい方がいらっしゃるのだなと思っております。

相談者は、こういうことについて相談に来ましたと、自分の相談事をきれいに話せない場合が多いです。困っていることが多くて、あちこちに話が飛ぶこともよくあります。ふらっとが大切にしていることの一つに、困り事はきれいに分類できないというのがあります。とにかくその人が話しをしていることを丸ごと聞いて、私たちのほうで順番に整理していくという作業をとっても大切にしています。

また、本人が話していることと、実際に思っていることが違う場合もあります。例えば、就労したいと言って相談に来る人が、いざ進めていくと急に具合が悪くなったり、何らかの理由でゼロに戻ってしまうということを繰り返しているようなケースです。こういう場合、この就労したいというニーズで働いている間はうまくいかないのに、就労したくない、就労したいのだけれども、体や心が苦しんでいる。その原因を探って、本人がメタ認知できるように支援していきます。なので、安易に就労支援事業所につないで終了ということができないのです。

では、包括的に関わったケースはいろいろあるのですが、これから3つほど紹介させていただきます。

次、お願いします。1つ目、就労でつまずいていた30代の若者です。この方、義務教育、高校、大学と、特に個別支援が必要だというふうにならなくて、就労に至ってからつまずいたというものです。このような事例はよくあるかと思えますが、こういった場合、なぜ自分がこうなったのか分からずに、御家族も簡単に再就職を促したりすることがあります。この方も、駄目だったけれども、自分の好きなことを仕事にすればうまくいくのではないかとし、得意なイラストで生計を立てたいと思っただけですが、うまくいきません。

このような場合、本人の特性や持っている能力を検査したり、専門家の見立てを入れながら進めていくことが多いです。この方の場合は、同じことを繰り返したり、作業遂行能

力としてはとても高いのですが、意思表示が全くできないという特性がありました。なので、本人と相談しながら、コミュニケーション能力も必要とするイラストは趣味で楽しむこととして、この方の特性を踏まえて支援員さんと一緒に就労体験を始めます。少しこじれがちだった家族との調整とか、進む中で会社とうまくいかないことが出てくると、会社とか家族に分かりやすいように専門家が入り、ふらっとが調整しながら進めていった結果、正社員になることができたという1つの成功事例です。

次のケース、行きます。次、お願いします。前のケースのように、1人の方に対していろいろな支援を入れたのではなく、家族それぞれに支援が必要なBさんのお宅です。Bさんは軽度知的障害で、何でも攻撃的にいろいろな訴えを繰り返しています。こどものこと、親戚のこと、何でも役所に訴えます。相談専門のふらっとができる前は、各課の窓口が毎回、長時間、解決しない話を聞くのが大変でした。でも、ふらっとでは、Bさんについて専門家のアドバイスをもらっていますから、どんなに攻撃的な口調になっても、これは助けてくれと言っているだけだというふうに捉えて、絵を描いたりフローチャートにしたりして説明しています。

このBさんのおうちを切り盛りされていた80代のお母様が高齢化したことが発端で、先の見通しが立たない状況にお子さんが不安定になり、Bさん本人もいろいろな症状が出てしまったという状況でした。ここには載せておりませんが、父子の距離感の問題やヤングケアラー疑い、また困窮も抱えているお宅です。なので、ケアマネさん、学校の先生、包括や家計支援など、多くの支援者と連携を取る必要がありますが、まず、誰がどうするか、それを決めて、次にどうやって整理していくかということが大切になってきます。支援の連携というのは、それぞれの思いで情報共有するのではなくて、手を入れる順番や支援後の変化に合わせた調整をしていくこともとても必要だということ考えたケースでございました。

次のページ、お願いします。3つ目の事例です。相談の多くは既存のサービスや制度につなげないもの、またつなぐことが解決になるわけではないものがたくさんあります。こちら、Cさんのお宅もそうでした。普通に重層的支援を考えることもできるのですが、よくよくお話を伺うと、このお宅、弟さんが仕事に行っている間は、何となくうまく回っていたのですね。御家族の願いもそこにありましたので、とにかく就労に戻すことに向けて支援することにしました。ここがうまくいけば、この後、御家庭に起こる課題について、今度こそ重層的支援をするに当たって、余裕を持って考える時間ができるかもしれません。

スタッフが会社に話を聞くと、会社の社長さんはやる気があるなら使うと言ってくれました。ところが、この弟さん、絶対行かないと言うのですね。そこで専門家の見立てを入れて方法を探ります。この方、表情認知の方なので、上司に怒られた内容やこれからの雇用のことなどは何も入っていらっしゃらなくて、怒られたときの上司の顔だけが残っているという状況でした。それで、ふらっとのスタッフが会社に行ってお願ひしてきました。笑顔の動画をください。初めはそんなに取っ合ってもらえなかったのですが、

事情を話して納得してもらい、届けてもらいました。社員数名の笑顔のメッセージ動画が届いて、うれしかったですね。これを見た弟さん、次の日から仕事に行けるようになりました。

この事例でよかったのは、制度に関わらないことです。専門家の見立てをしっかりと入れたこと。それから、地域にある会社の理解を得るために、十分に会社と対話することによって福祉との連携が進んだということです。こういうことで、地域との関係も格段に上がっていったのではないかなと思っています。

次、お願いします。重層的支援がうまくいくためには、連携の仕方が大切だと常々思っています。1つのことをみんなでせいのと、一斉に支援するわけではありません。それぞれの課題に、誰が、どんなことを、いつ支援するのか。そして、その方向性が間違っていないか、しっかり進んでいるかという進捗を確認することがとても必要です。そして、間違わないために専門家を入れることも重要になってきます。私たちもうまくいくケースばかりではありません。なかなか手をつけられないケースもあります。ただ、そこから今後に活かして何かにつながらないかということを考えながら支援しております。

ありがとうございました。

○岐阜県飛騨市都竹様 次、お願いします。最後、ちょっとまとめをさせていただきます。

次、お願いします。こういったことで飛騨市が包括的相談支援を進めてきて、相談に最初に乗る人の在り方として感じているところですが、実は専門資格を持った人がプライド高くやらないほうがいいなと思っています。知らない部分を知ったかぶりしてしまう可能性があります。無知の知が大事だなということをずっと思っていますし、とにかくじっくり話の聞ける人がいい。困り事の核心というのは、たくさん話を聞かないと見えてきませんので、じっくり話の聞ける方がいいなと思っています。

あと、かえって制度に精通してないくらいの方がいい。制度に精通していると、どうしてもそのバイアスで見えてしまって、ちゃんとその人を見なくなってしまいます。その人全体をしっかりと受け止めるためには、先入観なく見る必要があるなと思っています。

あと、相談者だけを見るんじゃなくて、常に関係性ですね。環境、関係性、全てを見る。また、先ほどから出ていますように見立てが大事でして、どういった特性の人たちがどんなバランス感でいて、こんなことになっているのだということを常に見ることが重要だと思っています。

次、お願いします。こんな形で、ふらっとの中での「こだわりポイント・考え方のポイント」。今、ずっと言ってきたようなことになるのですが、この中で下から2つ目のところにありますけれども、私たち飛騨市は、実はあえて先進的なところの話を聞かないようにしています。これは市長自身がとにかく現場主義でして、現場を見る、現場を見なければ駄目だということをずっと言うものですから、自分たちの現場とにかくしっかり対峙する。相談に来た人に丸ごと、しっかり対峙するということが心掛けていまして、なまじいろいろな話を聞くと、そこがぶれてしまいそうになるので、あえて形に引っ張られない

という意味で、目の前の現場に引っ張られようということで取り組んでおります。

最後、お願いいたします。といったことで、私たちは包括的支援、重層的支援をやるうと思っやってきたわけではありませんが、目の前のことを一個一個やっていったら、結果的にこんな形になってきたというのが正直なところす。ただ、先ほど来出ていますように、これは私たちだけではとてもできなくて、専門家、特に作業療法士の方と出会えたことが本当に大きかったなと思っています。今、作業療法士の世界でも、社会的作業療法だという、病院に閉じこもらずに、いろいろな分野に出ていこうと言われてはいますけれども、まさに作業療法士というのはそういう職能であります。こういう方々に私たち行政で包括的に関わっていただけてはいるというのは、本当にありがたいことであるなと思っています。

なので、こういった専門家と自治体の総合相談窓口がタッグを組めるようになっていくと、住民の支援の質というのはより高くなっていくのではないかなということ、私たちがなりに感じながら日々やっているというところでございます。

それでは、終わりといたします。ありがとうございました。

○岐阜県飛騨市青木様 ありがとうございます。（拍手）

○宮本座長 都竹さん、青木さん、どうもありがとうございました。大変刺激的なお話を伺ったと思っいます。

ちょっと確認なのですが、何で発達支援センターが軸になったのかなと思っいたので、その点、先ほどのお話、郷土料理の比喩に照らして言うと、飛騨料理の場合は、発達支援センターがメインデッシュになって料理ができてきた。その際、制度化にこだわらないということは何度もおっしゃいましたけれども、レシピを忠実にやり過ぎると、あまりおいしい料理はできない。そこを自由に進めること、現場に引っ張られることが大事だというお話でした。恐らく、この検討会議では、今のお話も踏まえつつ、メタレベルで、そういう営みが前に進みやすいような制度化があるのではないかとということで議論を進めていくことになると思っのです。

お話は大体分かったのですが、発達支援センターが中心になれたのは、どうやら専任の有識者のセンター長が配置され、作業療法士の方々が、医療モデルよりも社会モデルということで、人生全般にわたるケアということで問題意識を持っていた。あと、首長さんの役割というのもあったのかなと思っいます。これを考えると、飛騨市の経験というのは、たまたまそこにそういうフォーメーションができていて、それゆえにここが突破口になったという理解でいいのか、あるいは制度化が進んでいない分野であったがゆえに、ここを軸にした飛騨料理ができたのか、その辺り、一言だけコメントいただけるとどうでしょうか。

○岐阜県飛騨市都竹様 ここは、実は私どもの市長が本当に福祉1丁目1番地で市長になっているのですが、市長の考え方の根幹は、福祉というか、弱者の視点。弱い立場というのは、誰でも全ての人になり得るのだということがあって、それで分野に区切ると

ということ自体を市長自身が求めなかったというのがあります。それで、とにかくおおよそ全ての人が、何か明日にでも弱者の立場になるのだと思ったときに、行政がそれをちゃんと助けてやれなかったら何のためだというところが強くあって、そこに有識者とか作業療法士がやってきたことがうまくフィットした。でも、市長のそのシンプルな考えの先導でここへ来たなというのは思っております。

○宮本座長 ありがとうございます。首長さん、大切ですね。

先ほどの永田構成員からのお話にもありましたけれども、都道府県の役割ですね。単に後方支援だけではなくて、もう一步二歩、踏み入った役割があるのではないかというお話、先ほどいただきましたけれども、そこも踏まえつつ、奈良県の竹本様、岡本様、お願いいたします。よろしいでしょうか。では、竹本さんからお願いできますか。

○奈良県竹本様 奈良県地域福祉課の竹本と申します。本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。発表自体は私のほうからさせていただきまして、質問等で補足的なところを岡本さんと一緒に答えさせていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次のページ、お願いいたします。奈良県の概要です。奈良県は、関西地方の紀伊半島の真ん中にありまして、人口は130万人弱です。2年前、令和4年度は130万人を超えていたのですが、最新の令和6年6月現在の推計では、130万人を切っています。

面積につきましては、可住地面積割合が23.1%と、全都道府県の中でも非常に低い方で、森林面積が非常に多く、南部のほうにそれが偏っておりまして、北部のほうはベッドタウンで人口が多いという特徴の県になっております。

市町村数は、合併が進まなかったこともあり、小規模な県にしては多めの12市15町12村という39市町村ございます。

福祉事務所数は、県域の中和及び吉野福祉事務所と、各市の12、十津川村の1つで、合計15福祉事務所がございます。

次、お願いいたします。奈良県は、地域福祉の推進には力を入れておりまして、令和4年3月に地域福祉の推進に関する条例を制定いたしました。全国でも珍しいのではないかと思います。この条例が取組の一番大きな支えであって、大きな特徴ではないかなと思います。条例の理念に基づいた取組を、第4期奈良県地域福祉計画に盛り込みまして、県社協さんをはじめとする関係機関の皆様と一緒に、包括的な支援体制の構築に向けて、県も主体的に取組を進めており、図にもありますとおり、地域福祉計画の施策の一番大きな柱に位置づけております。この地域福祉計画の策定委員長には、永田先生に御着任いただきまして、いろいろと御指導と御協力をいただきながら計画の推進をさせていただいているところでございます。

次のページ、お願いいたします。では、どんな取組をしているかということの御紹介ですけれども、大きく分けて2つございます。まず、上の黒い菱形の「機運の醸成」。そしてもう一つが、ある意味市町村への直接的な支援になりますけれども、「市町村の取組へ

の後方支援」です。

まず、機運の醸成のところ、「市町村長及び幹部職員向けセミナー、フォーラムの開催」と書いておりますけれども、首長や部長級、課長級の方を対象にしたセミナーやフォーラムを開催しております。これは令和4年度、令和5年度と開催いたしまして、宮本先生、永田先生、そして坂井市の斉藤さんにもお越しいただき、御講演いただきました。また、トップ向けだけではなくて、実務者を対象としたセミナーやフォーラム、意見交換会や学習会も開催しております。

次に「市町村の取組への支援」ですが、そのうち「現場密着型支援」につきましては、市町村のほうに県社協と一緒に直接出向き、市町村の現状のアセスメントをさせていただきつつ、庁内検討会議に参加させていただいて、そこで何か我々に知見があれば助言させていただいたり、意見や感想や、気づいたようなことなどもお話しさせていただいております。

そのほかに、人材育成の観点から、市町村の庁内研修の企画や開催、重層事業に関する情報の提供もさせていただいております。

また、この「市町村の取組への支援」のうち、白丸の下から2つ目、「地域と協働する専門職の養成」につきましては、コミュニティソーシャルワークの実践研修を県社協に実施させていただいており、そのような、地域と協働する専門職の共通基盤の研修を実施しているということも大きな特徴ではないかなと思います。

これらの取組については、右のほうに四角囲みで書かせていただいておりますけれども、まず、トップダウン。機運の醸成として、「市町村長の皆さんや幹部職員向けセミナー、フォーラムの開催」の取組をご紹介しましたが、包括的な支援体制の仕組みづくりというのは、地域を全体でどう捉えるかということに着眼点があるかなと思います。分野を超える取組にもなりますので、トップの方の御認識であったり、御理解があつてこそ進む部分というところがあるかなと思います。そして、ボトムアップ。もちろん、現場での実践ということも一番大きく重要なところですが、取組を進めるにあたっては、このトップダウンとボトムアップの両面からのアプローチを大切にさせていただいており、県の行政だけではなかなか難しいところもございますので、県社協さんとの二人三脚で進めております。その際のポイントは、「必要な場面で、必要な人が動く」ことが大事であると考えています。例えば幹部職員の方に対しては県のほうの管理職が行くとか、担当レベルには担当のほうにちょっと探りを入れたり、県社協さんがアプローチしていただいたほうがいいかなというときは県社協さんをお願いしたり、県社協さんと県が両方行ったほうがいいかなというときは両方で、という形で動いております。

取組を進めてきている中で気づいたことは、県と県社協は広域団体になりますが、こういった広域団体に求められているのは、高度な支援などではなくて、市町村にとってどのようなことがよいのかということ、県も市町村の皆さんと一緒に考え、その市町村のチャレンジを応援することが一番大事な視点であるということです。

次のページ、お願いいたします。取組を進める中で感じる課題をいくつか書かせていただきました。

まず、市町村の実践支援を通じて感じたことですが、「相談支援」「地域づくりに向けた支援」「参加支援」に一体的に着手することの難しさです。

「相談支援」につきましては、それぞれの自治体の皆さんは本当に頑張っているように見えて、包括的な支援体制の整備とか、構築ということを考えてときに、重層事業もそうですけれども、最初に相談支援体制の構築から入られるところが多いです。ただ、そこから「地域づくり」や「参加支援」に目を向けて着手できるかは、とても難しいところがございます。相談支援だけではなくて、出口づくりとどう一体的に動いていけるかが大きなポイントではないかと考えております。

次に、「中山間部など小規模自治体における体制整備の進め方と支援」です。冒頭で申しましたように、奈良県は市町村合併が進みませんでしたので、町村部がとても多い自治体になっております。特に、町村部も中山間部に多く、過疎化や人口減少で担い手が不足するという現実がある中で、担当する部署自体が非常に少ないということもあり、1つの部署が福祉の部門を全部所管していて、おのずと「包括化」しているような状況の自治体が比較的多くなっています。そのような自治体においては資源が少ないということもあり、出口が見えにくいという課題があります。

そのような各市町村の実情に合わせた体制整備において、どのような支援が必要かということを考えて進めていくことが必要で、まだまだ見えていない部分もありますので、これからどこに着目して取り組むかが大事なかなと思っております。

次に、「広域／県域における実践、取組展開」です。単独の市町村の中で完結が難しいようなことについては、広域での展開が必要なところもあると考えております。例えば、奈良県では就労準備支援事業を広域で実施しておりますが、行政の中のネットワークだけではなくて、行政だけでは展開が難しいようなところは、例えば連携している県社協さんのほうにお願いして、アイデアを出していただき、動いていただいております。今後、どのような分野も含めて実施していくかということが課題だと考えております。

次に、市町村の主体性をどのように引き出し、主体性を持って取り組んでいただくためにどのように働きかけていくのかということに課題感を持って見えて、例えば、ただ県が「大事だからやってください」と市町村に伝えたとしても、県からの一方的な思いではやらされ感があり、市町村の方々は動かないと思います。市町村の皆さん自身が必要性を感じないと非常に難しいということもありますし、県が市町村に働きかけに行っても、市町村の組織文化というものもありますので、どのようなアプローチで気づいていただくかといったことも課題かなと思っております。

次に「『包括的な支援体制の整備』の進捗状況の評価」ですが、これは、包括的な支援体制の整備はどこまで進んでいるのかといったことは見えにくいですし、測りづらいということがあると思います。県は行政ですので、市町村も同じですが、取組を進めていくに

は予算や、人員・組織が重要で、それに必要な指標として、体制整備がどの程度進んでいるのかと問われてもなかなか答えが難しいということがあります。その辺りの評価をどう考えるのかということが、厚生労働省でも難しさを感じていらっしゃるということも聞いたことがございますが、県のほうでも難しいと考えているところです。

最後に書いております、「県の取組の次のステップ」も課題として、これは先に申しました、「広域／県域における実践、取組展開」と重なるところもありますけれども、県がコーディネーターとして動く部分と、県がプレーヤーとして動く部分の重なり合いといったことを、これからどうやって進めるかということが次のステップかなと考えております。

1つ目に、県所管分野の相談支援機関が市町村と連携するに当たって、どのように体制をセッティングしていくかということが課題であると考えております。県の所管分野、例えば保健所とか福祉事務所などは広域をカバーしておりますので、広域をカバーする中で、各市町村とどのように関係性をつくっていくかということは、1人の住民さんの困り事に対しての支援策を考えたりする場で大きく関わってくるところかなと思います。これはまだまだこれから考えていくところなのかなと思います。今までも、県として、例えばケース会議で支援者として関わる場面などはあるかと思っておりますけれども、それをこれから県の機関の関わり方としてどのように展開していくかということは、難しいと思いますが、課題だと思っております。

次に、先ほども申したことでありますが、広域における取組展開の中で、県域でスケールメリットがあるからこそできることもあると思いますので、そういった場合に、県が福祉分野にとどまらず、ちょっと手を広げることで市町村域の取組が広がる可能性があると考えております。例えば、居住支援であったり、農福連携というところは、市町村の中だけではとどまらない場合に、県としてもちょっとつなげばできるようなこともあるように思います。ただ、これはまだできているわけではないといえますか、一部ではできていることもあるかもしれませんが、どのように展開していくかということはこれからの課題かなと考えております。

最後に、「市町村への長期的な支援を見据えた県の体制の構築・維持」ですが、奈良県には様々な市町村がある中で、地域の実情に応じて体制を整えていくには、それなりに時間がかかるところです。そのような市町村における体制づくりを、支援・応援する県の体制を、どこまで継続して整えていくことができるか。いろいろなところをつないでいく「コーディネーター」の部分と、県が主体として動いていく「プレーヤー」の部分で、人員の体制も含めて、どのように継続的に今後も体制をこのまま維持していけるかが課題です。令和4年に条例を制定し、重点的に取り組んでいくぞと旗を上げたところですので、予算もつきやすくなっているところではありますが、今後も取組を継続的に進めていくためには、それなりの効果なども恐らく求められるところかと思っておりますので、それらも含めて大きな課題ではないかなと考えております。

奈良県からは以上でございます。ありがとうございました。

○宮本座長 竹本さん、それから後で質疑応答の際、お話いただけるかもしれませんがけれども、岡本さん、どうもありがとうございます。都道府県がここまで体制を組んでくれると大きいなというふうに感じます。

時間が押しておりますので、直ちに構成員の皆さんからの質疑応答に入っていきたいと思います。今の一連のプレゼンテーションに対する質問でも構いませんし、さらにそれを超えて関連する問題についてコメントをいただくということでも構いません。冒頭申し上げたように、今回は挙手制ということで、会場の構成員は単純に手を挙げていただくということで、オンラインで参加いただいている伊藤構成員、加藤構成員におかれては、Zoomの「手を挙げる」ボタンを押していただくということでお願いします。私のほうで適宜指名させていただきたいと思います。事務局からもお話があったとおり、3分から最大5分程度でお話しいただければと思います。

すみません、非人道的なことをやりかけていましたが、事務局のほうから大丈夫だというというお達しがありましたので、10分間の休憩を取らせていただきます。それでは、47分くらいに再開させていただきますので、一息ついていただければと思います。大変失礼しました。

(休 憩)

○宮本座長 よろしいでしょうか。それでは、再開させていただきたいと思います。先ほど申し上げたとおりです。挙手あるいはZoomの「手を挙げる」ボタンでお示してください。どなたからでも構いません。いかがでしょうか。反応が早そうな方、こちらからまず指名させていただき、その間に皆さんにお考えいただくという形かなと思います。

伊藤構成員、お願いします。

○伊藤構成員 茅ヶ崎市の伊藤です。

3つの所属の皆様、熱いお話、ありがとうございました。

飛騨市さんと坂井市さんに伺いたいのですけれども、今のお話の中で地域の住民の方の活動の支援とか、相談に来られた方と地域や民間団体の活動への参加支援のところ、どういった活動をされているかというのをぜひ伺いたいというところと。

あと、今、2つの市でそれだけホットにやってきていることで、地域住民の方から見たときに、市役所の人はずい柔軟におもしろいことをやっているねとか、何かしらいつもの市と違うねみたいな評価があったりするのかな、2点教えてください。よろしくをお願いします。

○宮本座長 ありがとうございます。大事なポイントですね。住民の方の巻き込み方、それから住民目線での見え方。これは皆さんがお感じになっている見え方ということでもいいのかなと思います。

では、斉藤さんのほうからお伺いできますか。

○福井県坂井市斉藤様 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の住民の方々というところですが、各事業において、就労準備支援事業でありますとか参加支援事業といったもので参加の場とかをつくる際には、協議して住民の方にいろいろとアドバイスをもらうというやり方、各事業においてはしておりますが、総じて申し上げますと、市役所の中には市民協働を所管する課というものが、恐らく大体の自治体にはあると思うのです。うちのほうにもございまして、今やっているのは、その市民協働を進めている課が何を目指しているのかというところに、うちのほうは相乗りさせていただく。

具体的に申し上げますと、市民協働課がワークショップとか、そういった地域の課題はこれだということに入っていくときに一緒に入らせていただいたり、社協さんが一緒に来てくださったり、そういう草の根なのですけれども、地域協働のところはそれを地道にやっっていこうということで、今のところは落ち着いているところでございます。

もう一点、住民の方々の反応というところだと思うのですけれども、今日、説明は割愛したのですが、ここでサポートしますということ、LINEであったり、ホームページであったり、そういったもので住民の方に周知しているところですが、その達成具合の指標というのがなかなか難しいところでございます。住民の方からしたら、ほかの市で相談した経験がない方がほとんどですから、そういう比較というのはなかなか難しいものですが、我々としては何とかこちらのほうに相談していただいたら、ほかに相談するところがないというか、市役所は1つしかございませんので、そういったところを意識しながら住民の方に対応するということが我々のできることかなと考えながらやっています。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

続きまして、飛騨市のほうから都竹さんでよろしいですか。お願いします。

○岐阜県飛騨市都竹様 飛騨市のほう、地域住民に対する支援ということ、今回、話の内容がふらっとのほうに偏っていましたが、私どものほうで考えているというか、着眼しているところは、1点は、住民もですけれども、民間、商店さんなのです。商店さんが機能しないと、住民生活、僕たちみたいな過疎のまちだと、商店さんがどんどんなくなっていく。買い物支援なんかもそうですね。買い物1つ、非常にしづらくなってくる。でも、そういうときに、例えば高齢者の方は買物ができないから、僕がやると立ち上がってくれる事業者さんが実際、いるのですね。そこをとにかくとことん支援するというやり方をしています。

なので、民間、商店さんとか生協さんみたいなところも、今、貨客混載とか、生協さんの荷物を公共バスに混載して、本当に遠い地域のほうへ持っていかるとか、そういうことで何とか地域の方が暮らせるようにしていこうみたいな。なので、商店さんたちとか事業者さんたちが動くことによって、住民の方の活動のベースがまずできてくるといったことがあります。

その中で、やさしいまちづくり応援事業を私たち、立ち上げていまして、30万円の補助で住民さんからプレゼンいただいて、いいものについては全部補助していこうということで、いろいろな何かやりたいなという立ち上げ支援みたいなものなのですけども、それで、不登校支援なんかで、ピアサポートグループが行ったり、障害者のこどもさんたちが髪の毛を切りに行けないからヘアカット。そこに支援することでヘアカットの場ができたり、そういったものに対して支援することで、住民の地域活動を促すというイメージをしております。

また、参加支援の考え方の中では、ふらっとはいろいろなエネルギーの落ちた方々を支援しています。エネルギーが上がらないことには、そもそもなかなか場にも行けないです。また、特に場に行かなければ駄目なのだという概念も捨てて、先ほどまちライブラリーとパワーふらっとというのを御紹介しましたが、この2つはまさにその観点でやっています、まちライブラリーというのは、リアルに人と会わなくても社会と接点を持てる1つの新しい居場所の在り方だという思いでやっています。パワーふらっとは、まずエネルギーを上げないことにはという。筋トレをして体ができてくると心も必然的に整ってきますので、それでやっと一緒に物が考えられるとか社会を見れるようになるので、その前段階の支援が非常に重要で、やっしていこうと思っています。

こんな形が、私たちの地域住民のいろいろな方に社会と接点を持っていただくという支援の一つの在り方としております。

○宮本座長 ありがとうございます。

伊藤構成員、よろしいですか。

○伊藤構成員 ありがとうございます。

○宮本座長 ほかにいかがでしょうか。

では、勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員 すばらしい実践、お話ありがとうございました。

包括的支援ということになると、どうしても縦割りをどうするかとか、そういう制度をどう組み合わせるかみたいなお話になりがちだったり、断らないというのを頑張って打ち出していると、断らないけれども、見つけられない。相談窓口が市役所の奥のほうにあって、結局誰も知らないみたいなことになりがちだという気持ちもあるので、今日のお話は、相談そのものが、これまでの制度に当てはめる支援から、人に向けて、しっかりその人が活躍できるとか、特性を生かした社会への参加ということをメインに捉え直すということを、組織・市役所の中ですごく実践されているというか、チャレンジされているというのが、聞いていてよく分かりました。

坂井市さんのほうは、さかまる会議というのは研修の一環だということをはっきりおっしゃっていましたし、飛騨のほうの取組についても、発達保障とかWellbeingが福祉の目標ですと、聞いたらソーシャルワークそのものなのですけども、環境調整していくというところで、作業療法士さんがそういう取組をされているというので、通ずるものを感じて、

今日はとてもいい実践を聞かせていただいたなと思いました。

私のほうからちょっとお聞きしたいなと思っているのは、先ほど、住民の巻き込み方というのもあったのですけれども、要は、いろいろな相談場所をつくっても、関係機関から入ってくるものというのは、1つは相談まで行き着いたとか、つながっている人たちからの始まりになるのですよね。

私のまちなんかで言うと、きのうも60代前半の人が熱中症になって、ライフラインが止まっていて困窮で倒れているというのを地域の人が見つけて、どこへつないだらいいか。日曜日じゃないかというところから、いろいろ相談し、私たちに連絡が来てつながりました。そっち側は誰がどんなふうに行っているのかなというのがもうちょっと分かると、先ほどの話と重なるかもしれないのです。発見力みたいところはどんなふうに行っているのか、事業所さんが事業所さんで動かれているというのは分かりましたけれども、坂井市さんと飛騨市さんのほうでぜひ教えてください。

○宮本座長 確認。そっち側というのは、相談を通してではなくて、現場で日々起きていることに対して、そこに包括的に対応するという理解でよろしいですか。

○勝部構成員 住民が発見するということに対して、どのようなアプローチを誰が行っているかということを少し教えてください。

○宮本座長 分かりました。

では、斉藤さんのほうからお願いします。

○福井県坂井市斉藤様 御質問ありがとうございます。

必ずしも全て取れているかというところは分からないところもあるのですが、基本的には毎年、民生委員さんにうちの体制の説明をさせていただいて、地域の民生委員さんが一番地域のところ、入り口としてはあり得るだろうなと思って、民生委員さんの交代の時期とか、自治会の区長さんとか、そういったところでうちの福祉の相談体制はこうなっていますよということを周知させていただいているところです。その中でおしかりを受けることもあるのです。というのは、役所は分かりにくいということと言われることがあります。そこは毎年やっぴいこうということで行っています。

仮に、住民さんが、民生委員さんなり、福祉委員さんというのも社協さんのほうで配置しているのですけれども、そういった事象が土日にあった場合は、社協さんに連絡が行く場合ももちろんあると思うのですけれども、地域包括支援センターに行く場合もありますし、周り回って役場のほうに回ってきて、役場のほうは必ず職員が当直、僕も当直とかするのですけれども、いますので、そこから担当課の携帯に連絡が入るというような仕組みになっています。

○宮本座長 ありがとうございます。

飛騨市の場合はいかがでしょう。

○岐阜県飛騨市都竹様 私どもも小さいまちですけれども、時々見落とししてしまうと。だからこそアウトリーチが必要だという思いで組み立ててきているのですけれども、高齢者

も民生委員さんたちが確かにベースにあるのですが、今、民生委員さんも非常に成り手不足問題があって、本当にいろいろなことをお願いできないなというのがあります。なので、飛騨市では地域見守り相談員という会計年度任用職員を4名配置して、毎日、高齢者のお宅とかを回っています。障害者のほうは、先ほど言ったふらっと+の循環訪問員が、まず手帳は持っているのだけれども、サービスを使っていない人の全戸訪問をしまして、そこからスクリーニングの結果、常につながりをつくって、心配な方のところには定期的に訪問しています。

こんなようなところでできるだけ拾い上げようとしていますけれども、時々、転入されてくる方とか、そういうところでどうしても見落としが出てきたりすることもあります。そんな感じで、できる限りアウトリーチを多くして向かっていますが、それでも完璧ではないという感じかなと思っています。

○宮本座長 ありがとうございます。相談を通さないでつながるルート。勝部構成員、それでよろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、朝比奈構成員、お願いします。

○朝比奈構成員 御発表ありがとうございました。大変元気になりました。

それぞれの方にお伺いしたいのですが、まず坂井市の斉藤さん、いつもありがとうございます。勝部さんのお話にもありましたが、非常に長期的に見た人材育成というところにフォーカスを当てていらっしゃるがよく分かりました。最近、私も多機関協働の事業をやっていて、庁内関係者というのは1つあると思うのですが、包括的相談窓口の人だけ見ていていいのかなと思いついて、住民の人たちの近くにいるのはケアに当たる人たちなのですね。そこまで含めて包括的な視点の醸成とか広がりということも、今後視野に入れていかなければいけないのかなということを思いついており、その辺りを伺わせてください。

もう一つは、これから居住支援の話とか権利擁護支援も取り組まれていかれるということで新たな課題は次々と出てくると思いますが、次、何をやるかということ全体としてどういう推進の枠組みの中でプライオリティーをつけてやっていくのか、その辺りを教えていただきたいというのが1つです。

それから、飛騨市さんですが、伺いたいことがたくさんあるのですが、先ほど住民の方の活動にもお金をつけてというお話があったのですが、支援ラボ事業の財源とか、効果検証とか、その辺りの仕組みを教えてくださいと思います。

それから、奈良県さんに伺いたいのですが、課題のところでは挙げられていた、県所管分野と市町村との連携体制というところで、基礎自治体のレベルでの困難な事例は、県が法律上権限を持っている精神科の受療援助に対する介入的な措置の部分ですとか、児童相談所の一時保護とか児童福祉施設への措置等々、その辺の周辺領域がはざまにもなりやすいし、それから県と自治体との間の押しつけ合いとか、何で動かないんだみたいな話で、

県と市町村との間に葛藤が起きやすいかなと思っているのですけれども、その辺り、県の側からどのような取組を具体的にお考えになっていらっしゃるのかを教えてください。

○宮本座長 ありがとうございます。もうリピートしませんけれども、それぞれにお答えいただければと思います。もし御質問の趣旨、分かりにくかったら、遠慮なく聞いてください。

齊藤さん、よろしいですか。

○福井県坂井市齊藤様 御質問ありがとうございます。

1点目の、よりケアといいますか、いわゆるサービス事業者さんだったり、ケアマネさんだったり、障害で言う特定相談員さんの方々だと思うのですけれども、最初、私、ケアマネさんを集めて研修会とか考えたのですけれども、やらなかったのです。結局、包括さんが地域共生とか、こういう包括的な支援の文化がついてきているので、包括さんがケアマネさんの研修会とかをされるのです。その一環で入れてもらうということが、ここ数年で自動でなってきました。最初、どこかがやり始めたら、次、うちも、うちもみたいな感じでやってくださったので、それでいいのかなと思っています。我々が土俵を荒らすのも変だと思っていますし、それがどんどん進んでいけばいいなと思っています。

2つ目の優先順位といいますか、ひきこもり支援にしても住まい支援にしても、正直、うちの自治体の職員、どんどん減っていますし、うちの課、25人ぐらいいるのですけれども、正職、8人しかいなくて、ほぼ外部の方で成り立っているような状態です。その中であれもこれもというのはなかなか難しいのですけれども、うちでなるべく協議会の形を大きくしない。包括的な支援体制の中でいろいろとやっているの、あれもこれも協議会、総会とやっていくと、うちの手では回し切れないところがあるので、なるべく意見交換会とか連絡会とか、身分相応に落として、負担を少なくしながら、でも現場の意見が聞けるような感じでやっていったほうがいいのではないかというのが、今、うちのやり方です。住まいに関してもそんな感じでやろうかなと思っています。

○宮本座長 よろしいでしょうか。先ほどのケアマネの研修会でというのは、包括さんの研修会で、ケアマネさんあるいはケアに関わる人たちがどういうふう気づいたことを上げていくかということの議論をさせていただいているという趣旨でよろしいでしょうか。

○福井県坂井市齊藤様 そうです。

○宮本座長 よろしいですか。

では、飛騨市さんから。

○岐阜県飛騨市都竹様 支援ラボ事業のことで御質問ありがとうございます。この財源はふるさと納税です。なぜかといいますと、さっき言ったように検証事業なので、市民の皆さんの血税を使っていくという感覚になると、どうしても失敗したときに怖くてやりづらくなってしまいますね。でも、冒頭言ったように、私たちは日本の30年先が今、リアルにある状況で、いろいろな課題に向かってチャレンジしていますので、チャレンジしていい結果が出れば、それは納税してくださる皆さんのほうへ還元できるものになるという考

え方をベースに持っています。

なので、支援ラボ事業の立ち上げと同時に、ふるさと納税の口をつくりました。学校作業療法室も、先月、企業版ふるさと納税の口もつくりまして企業さんの支援もいただきたいというところなのですが、そんな感じで財源を立てつけています。この事業自体を提唱してくださるのが、先ほど来言っている専門家の皆さんです。専門家の皆さんが、こういう支援は、こういう場があって、こうできるといいんだよということをおっしゃってくださるのを、じゃ、飛騨市フィールドでやってみましょうかという感じなので、当然ながら専門家の皆さんは効果検証まで考えています。

学校作業療法室も中部大学の先生が効果検証をやってくださっていますし、思春期健診も3年間の実証実験だという言い方で市民の皆さんにやらせてもらうようにしていて、これを行っているドクターの先生も成育医療センターにお見えになった先生なものですから、あちらともタッグを組んでデータ分析をしていくということでやっておりますし、パワーふらっとみたいなものも作業療法士さんの提唱ですので、常々効果検証、実例のケースの中でちゃんと記録を取っております。

私たち職員の提唱しているものも何個もあるのでありますが、やりながら、実ケースとしていい結果が見えてくると、これは間違いないねという思いの中で進めていますので、こんな感じで財源を外に求めながら効果検証をしております。

○宮本座長 青木さん、どうぞ。

○岐阜県飛騨市青木様 このラボ事業に上げてあるのは、ふらっとの相談でうまくいかなかったケースをどうするかというところから生まれたものばかりです。皆さんのところのように、私たちもこれだけ支援者が少なくなっている中で、これからメタ認知とセルフメンテナンスは重要だと思っています。そのために学校作業療法でも、支援が入らない子も自分たちでメタ認知ができるように。パワーふらっとは、エネルギーが落ちている人が自分でメンテナンスができるようにという趣旨を持ってやっております。パワーふらっとでは、虐待しがちなお母さんがこれに臨むことでいらいらが消えていったとか、ひきこもりだった女性はちょっと活力が上がってしゃべれるようになったとか、いろいろな効果は出ているかなと思っています。

○宮本座長 朝比奈構成員、よろしいですか。ありがとうございます。

では、奈良県のほうはいかがでしょう。

○奈良県竹本様 御質問は、例えば精神の関係であったり、児童相談所と市町村との連携の中で、ジレンマに対して取組をどのように進めているのか、考えているのかということだったかと思いますが、私がおります地域福祉課の視点で申しますと、県のレベルで包括的に考えると、包括化しているかということ、まだまだこれからということなのです。

今、県の取組の中で少しずつ見えてきつつあるのは、市町村に伺ったときに、例えば個別ケースを通して、精神の分野や保健分野への関わり方など、県の支援機関がどのように関わっていった取組につなげていくかということ、市町村のケース会議の中でもだん

だんと出てきていて、どう連携したらよいかという相談もこちらに来たりしていますので、どのようにつなげていくかというところは、これからの課題かなと思っています。

岡本さんのほうから補足があればお願いします。

○奈良県岡本様 奈良県社協の岡本です。

今、現場支援にお伺いすると、各部署から本当にいろいろな課題が見えてきているところでは。精神科受診に向けた介入のケースも、県保健所とどのように連携するか最近の会議で出てきていたところでは。顔が見える関係と言えば一言なのですが、実際に郡部が多い中で、各自治体も困難や手詰まり感がある中で、県域の機関とどう連携していくかというのは重要な課題だと思っています。先ほど竹本さんがおっしゃったように、まだまだ手探りの段階ではあるのですが。

県社協の立場で実感していることと言うと、奈良県では、包括的な支援体制の整備が重点化されており、県担当課の職員体制も充実する中、保健師さんがチームの中に配置されています。現地支援ではその保健師さんも同行されることが多いですが、県域での包括化推進員的な役割を保健師さんが担われ、御指摘のあったようなところも課題形成しながら調整が進んでいくといいなと思っています。

以上です。

○宮本座長 朝比奈構成員、よろしいですか。ありがとうございました。

続きまして、いかがでしょうか。どうぞ。

○田中構成員 すみません、今、奈良県の方の精神のという部分で、ちょっと補足といいますか、竹本さんが地域福祉課ということだったので、私ども、先月ですか、8050の世帯の問題で40年ぐらいひきこもっていた方で、いろいろな関係者がその方のフォローに入って、何か月か対応する中でようやく関わりが持てたということがあったのですが、いろいろな医療も入って、これからだというところで不幸にして亡くなられたというケースがありました。

そのときに保健所の保健師さんが、これは振り返りをする必要があるということをお声かけいただきまして、今月、振り返りの場を持ってくださったということで、職員たちがすごく救われたということをお聞かしていますので、県としてはそういったことを精神の分野でもやったださっているということをお知らせして御報告しておきます。

○宮本座長 田中構成員、コメントありがとうございました。

ほかはいかがですか。

では、石田構成員、お願いします。

○石田構成員 ありがとうございます。それぞれの自治体の事例について、大変詳しい内容のご説明をありがとうございました。

1つずつ確認というか、お尋ねしたいところがございます。坂井市さんの事例ですが、資料の5ページです。最初にやり始めたけれども、縦割り意識が強くて問題がたらい回しされて、なかなかうまくいかないということでした。そこから始めて、いわゆる「さ

かまる会議」が定期的開催されるようになってきた。そこに4年ぐらい間があるということですね。その間に、ここでお聞きすると、相談支援包括化推進会議が開かれて、その中で徐々に皆さん、参加される方々の意識が変わってきたというふうに私は受け止めました。そこで、とくにはじめの2年の間でそういう推進会議を進めていくにあたり、推進役とか司会進行役とか、そういった役割を果たしたのは誰かということが気になります。そして、どんなふうに会議の内容を組み立て、その2年の間にそういった形にまでつくりあげていったかという、プロセスを教えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

それから、次に飛騨市さんですけれども、取組の内容が非常に分かりやすく、最終的に10ページにあります飛騨市の障害の定義というところ、私はこれに非常に感動いたしました。「自分のやりたいことがやりたいようにできないこと」が障害であるという、ICFにある「生活機能における支障」に重なる理念であると思います。そこで、その取組の中でこういった定義が明確に示されているならばこの理念について、市民の皆さんにこういった形でアピールされていらっしゃるのか。また、そういったことに対して、市民の皆さんはどんな受け止め方をしているのかということが分かれば、教えていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

最後に、奈良県なのですけれども、奈良県の内容を改めて見て、本当に広域で、特に山間部のエリアの仕組みというのは非常に重要なテーマではないかなと思ひます。令和4年に条例ができたということなのですけれども、最後に、この地域のスケールメリットを生かした、県ならではの広域であるからこそできることに取り組むということで、ここに幾つか例が出されております。例えば資源開発とありますけれども、実際に今、奈良県が取り組んでいらっしゃる、あるいは取り組んだものの中で、こういった具体的なものがあるのか、幾つか事例があれば、それをお示しいただければありがたいということで、以上です。よろしくお願ひいたします。

○宮本座長 最後の奈良の事例というのは、広域連携についての事例という意味でよろしいですか。分かりました。

それでは、まず坂井市さんのほうから、推進会議の経緯等を含めて、よろしくお願ひします。

○福井県坂井市齊藤様 御質問ありがとうございます。

約2年半、2か月に1回ぐらいは集まっていたと思うのですけれども、我々だけでは理念とかが到底理解できなかつたので、高齢分野と障害分野の学識の先生に入っています。事務局は、どちらかというといふ我々の困窮側と障害のほうにスタートに立って、後に高齢が混ざり、最後にこどもが交ざってという感じで、2年半かけて検討してきた経緯がございます。

あとは、厚生労働省のモデル事業を活用させていただいたので、非常にざっくりばらんに多機関協働のモデル事業だったのが使いやすく、わいわいしながら検討していった

という2年半でした。

○宮本座長 石田構成員、よろしいですか。

続きまして、広義の障害の哲学ですね。首長さんの哲学がちょっと反映しているのかなと思いますが、いかがでしょう。

○岐阜県飛騨市都竹様 御質問ありがとうございました。

市民へのアピールということで行くと、直接的にこのことを、当然、計画をつくったときにはPRしていますけれども、ずっとアピールしているというよりは、周りのいろいろな支援関係者さんたちがこの理念を共有していくということが大事なので、先ほども言いましたが、いろいろな支援の現場の実践の中で、その感覚をいろいろな方に、そういう目で見えていくのだということをやりながら浸透させていっているというのが、まずは大きな点であります。

○岐阜県飛騨市青木様 住民にはそんな感じなのですが、一番早く反応があったのは、熱意がある障害の相談支援専門員さんが、それまでは市には制度上の相談とか、そんなようなことしかなかったのですけれども、例えば耳の聞こえない御主人が、もっと奥さんと楽しく話をしたい。どんなことをしたらいいのだというような、ちょっとWellbeing的な相談が入ってくるようになりました。なので、少しずつ浸透していっているのだと思います。

○宮本座長 ありがとうございました。スウェーデンの中学校の教科書「あなた自身の社会」に障害の定義があって、お酒を飲まないと言えないあなたも障害があるのですよと書いてありましたけれども、そういう広い障害の定義は大事ですね。ありがとうございました。

奈良県のほうで、広域連携の事例、いかがでしょうか。

○奈良県竹本様 奈良県では、生活困窮の事業で就労準備支援事業を県内の10市と郡部という広域で、合同で実施しているところです。この取組におきましては、企業との連携もございまして、モデルケースをつくっているというところですが、実際の事業としましては、県社協に「中和・吉野生活自立サポートセンター」として委託しておりまして、民間だからこそ動きやすいというメリットも生かしながら、企業とのつなぎもつくっていただいて、広域に取り組んでいるということがございます。

県社協さんのほうから補足、お願いいたします。

○奈良県岡本様 県社協では、福祉的課題の解決に向けて郡部問題をふまえてどう広域で考えていくのが大切であると感じます。御紹介のあった広域就労準備支援事業は、所管する県地域福祉課がかなりの熱意を持って広域化を進めた経緯があります。

重層で後方支援をさせていただくと、自分なりの社会参加や広い意味での働く場などの出口づくりについて、生活困窮者自立支援制度を活かしてどのぐらい充実し豊かになってきたかということと、重層の取組というのは比例すると感じます。そういった意味で、生活困窮での取組と重層のこれからの取組というのがうまくリンクしていくといいのではないかなというような思いがあります。

ほかにも、成年後見の利用促進や、住まいの問題をどうしていくかなど、広域で検討を進めていくことで、市町村域の様々な議論や、一緒に進めていこうというようなムーブメントにつなげることが大事だと思いますし、広域／県域の役割が期待されると感じます。

もう一つ、福祉分野に限らない、領域をどう超えていくのかということも併せて考えていかなければいけないと感じます。企業などとの連携も含めて事業・活動の主体はたくさんありますが、そのコーディネーション、中間支援機能をどのように県内で充実していくかということも非常に大事なテーマだと思います。最初に永田先生が御指摘された社協に期待することとして、地域福祉の中間支援機能のようなものも含めて、ぜひ考えていただきたいなと思っています。

以上です。

○宮本座長 石田構成員、よろしいですか。

続きまして、奥田構成員、その後、栗田構成員、お願いします。奥田構成員。

○奥田構成員 今日は、とても刺激的な3自治体の御報告ありがとうございました。

私、永田先生に御意見を伺いたいのですが、論点のところでおっしゃるとおりだと思うのは、8ページに、包括的な支援体制は相談支援の包括化という範囲にとどまって理解されているのではないか。これが多分、私、実際、北九州も重層をやっている、どう相談を漏らさずやるかということにちょっと集中しているかな。そもそも3事業、一体化でやるべきところが、例えば相談事業を中心にやっていると、地域づくりまで行っていないとか、そういう自治体さん、多いのではないかなと思うのですね。

今回の地域共生社会とか重層のポジショニングで言うと、2つあると思うのですね。1つは、日自法。問題の前をどう構築するかというのと問題の後をどうするかという、この2つの議論が多分、一体的にされなければならない。私が全体を見ていると、どうも後が中心になっているのではないか。問題が起こった後、どうするか。

でも、人口減少だけじゃなくて、日本のもう一つの大きな問題は単身化だと思っています。かつては地域というのは家族の集積だということで地域という理解、現実、そうだったと思うのですね。しかし、今や単身世帯が4割に近づいていて、そうすると、地域の最小単位が家族じゃなくなっている。そうすると、地域自体の構成がもう変わってしまっている。そうすると、日常カバーしてきた家族の部分がなくなっているわけですから、今回の中心テーマは住民主体の体制づくりというのが一番大きなテーマで、その中にいろいろなことが入ってきていると思うのですけれども、その手前のところ、住民主体の体制づくり、もっと言うと日常性みたいなものですね。家族がカバーしてきた。

例えば、うちの抱樸で言ったら、お葬式、誰がするのか問題みたいなものがある、お葬式というのは家族の機能で、それに代わるものはないわけですね。そこのところがなくなると、結局、入居できないとか、大家さんがアパートを貸してくれないとか、日常自体が担保できないという話になっていく。この辺りで、先生がおっしゃった相談の包括化という範囲にとどまっている。けれども、住民主体の体制づくりが大本で、日常がテーマな

のではないか。つまり、手前のところ、問題以前のところがテーマじゃないのか。この辺りについて、もう少し聞かせていただきたいのと。

今日、先生の御発表の中で対話という言葉が繰り返し出てきたのがすごく印象的で、私もそのとおりで思ってきたのですね。解決型の支援というのは相談が中心ですね。伴走型の支援というのは対話ですね。ですから、そこが時間軸で言うと、短期間でどう問題解決するかという話と、伴走型の場合は時間軸が大分違うということが前提になって、日常化の話により近いかなと。どちらも必要だと思うのですね。この辺りも含めて、ちょっと御意見、もう少し聞かせていただければと思います。

○永田構成員 ありがとうございます。ちょっと油断していました。すみません。

すごく大きな話だと思いますので、簡単に。またゆっくりいろいろなお話しをする中でお答えできる部分もあるかなと思うのですが、先日、あるまちで事例検討したときに保健師さんが、8050の事例だったのですけれども、この方に、自分がこどもの担当をしていたときに出会っていたとおっしゃったのです。それで、自分の実践をすごく反省されていたっしかったです。つまり、こどもの担当をしていたときに不登校で、その方に既に出会っていて、それから20年、その方には別な支援が繋がっていなかったのだということが分かって、それでまた同じように20年後に自分が出会っているということに、その時の支援はよかったのだろうかと思われていたということです。

重層的支援体制整備事業も多機関協働も、困難な方がいらっしまったときに、それをみんなで頑張るようなイメージで、皆さん捉えられていると思うのですけれども、もっと予防的な観点が大事なのではないかと強調したほうがいいと思っています。早期にそういう方々に関わることができるということ。勝部さんもおっしゃられていましたけれども、そういうことをしていくためには、地域の方々がそれに気づいてくださる、そういう地域の力が当然必要になってくるので、そっちの日常のほうからもう一回組み立て直していかないと、今、困難な事例の解決のために専門職が集まってやるかみたいな方向性になってしまっているの、そこの組替えというのは必要なのではないかなと個人的には思っています。

対話というのは、私はどっちかというと体制をつくっていく際の対話ということを強調したと思いますが、いろいろな人たちと対話を重ねて一緒につくっていくというスタイルに行政が生まれ変わっていくことができるかということが、この事業の一つのポイントではないかと思っています。先ほど両自治体の皆さんもそうだったと思いますが、その対話をしていく相手を発想豊かに広げていく。飛騨市さんでは、商店の方々が一生懸命やっているから、そことつながってこうと。その範囲が福祉にとどまっていたというのが今までの地域福祉の限界でもあるのかなと思っているので、「地域住民等」をもっと広く捉えて対話の範囲を広くしていくことが、重要なのではないかなと思っています。

○宮本座長 奥田さん、よろしいですか。はい。

では、栗田構成員、お願いします。

○栗田構成員 ありがとうございます。

質問ではなく、意見であり、感想なのですが、さっき奈良県さんから民間企業を巻き込んでというような話がありましたが、各実践報告をお伺いした後に、僕も改めて永田先生の資料を見て、重層とか包括的な支援の現場から、最終的な目指すべき姿である共生社会をどう実現させるかという上位の概念を考えた際には、福祉の枠を超えざるを得ない。課題は福祉だったとしても、その担い手は福祉を超える。

それは例えば居住支援だったら不動産ですし、権利擁護だったら金融機関にもなるでしょうし、あるいはITとか交通関係とか、そういった分野も超えていけないし、その組織の性質上で、行政セクターだけじゃなく、NPOとか社会福祉法人といった非営利セクター、あるいは民間企業という営利セクターまで一体的に取り組んでいくとなったときに、それらの担い手不足という課題がどこでも聞かれますが、実は一番そこで可能性がまだあるのは民間なのかもしれない。営利セクターなのかもしれないと思ったところです。

ただ、そういった、今まで交わらなかった分野、セクターが目線を合わせていくときには、言葉で共生と言うよりも、エイリアンなりパズルなり郷土料理を見て、これをこうしようと思っているのです。私たちは材料の一つですというような目線合わせの仕方をして、みんなで一体感を生んでいく。

もう一つ考えたのが、じゃ、その料理を作る台所はどこが担うべきなのかなと思っていて、そう考えると、行政自体がここを担うとなると、特に営利企業なんかが入ってきたときに特定のところと深く絡んでいくというのが、中立・公正上、難しい立場にあったりしますし、民間自体が台所になることもちょっと考えにくい。そうになると、非営利セクター辺りがここは中間支援的に頑張るところなのだろうなと思うところです。また、そのコーディネーターに求められるスキルは結構高いものがあると思いますので、そのスキルを開発するプログラムをつくるとか、あるいは研修会をするなどを県単位でやっていくような、そういう全体の役割分担が最適化させていくのではないかなと思ったところでした。

すみません、抽象的な意見なのですが、以上でございます。

○宮本座長 いや、全く抽象的でなくて。先ほど奥田構成員がおっしゃった日常とか問題の前の構築ということに関わって、そこでの非営利セクターの役割というのは、大変ビビットなリアルな問題ではないかなと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

では、鎬木構成員、お願いします。その後で中野構成員の順番でお願いします。

○鎬木構成員 ありがとうございます。

奈良県さんと永田構成員に質問をさせていただきたいと思います。

ひとつは、県の役割というところについてです。奈良県さんのお話の中で、コーディネーターとプレーヤーとしての2つの役割をお話いただきました。コーディネーターとしての役割、いわゆる後方支援とか人材育成に積極的に取り組んでいらっしかったです。また、プレーヤーとしての役割については、いろいろ課題もあるのではないかなとお話を聞

きながら感じました。しかし、プレーヤーとしての役割もやりたいというか、まだまだやらなくてはいけない部分がとても多いという御認識でいらっしゃるように、お話を伺いながら感じました。

現在、重層的支援体制整備事業に関しては、県が実施主体にはなっていないというところから、プレーヤーとしての役割はなかなか発揮しにくいのではないかと考えます。他方で、そういったプレーヤーとしての役割が期待される部分も多いのではないかなと思うのですけれども、実施主体としての役割を県が担うということについて、検討することは考え得るでしょうか。御報告の中で、県のスケールメリットを生かして、農福連携とか居住支援といったようなことは担い得るというようなお話もございましたが、もう少し御意見を聞かせていただくことができればなと思った次第です。

続けさせていただいて、2点目、永田先生に包括的な支援体制に関する論点をたくさんお示しいただいて、課題や視点も整理していただき、私自身、とても勉強になりました。令和2年の改正以降、包括的な支援体制イコール重層事業であるような議論がされる傾向があるというところで、一度それを引き戻していただいたようにも感じているところです。包括的な支援体制をどのように整備していくべきなのだろうかとか、包括的な支援とは何なのかというような、そもそもの議論というところに課題意識を持ちました。

また、106条の3第1項の各号に関しては、先生がおっしゃるとおり、福祉における包括化を示しているもの。これは社福法の性質上、仕方のないところでもあると思うのですが、他方で地域共生のコンセプトは分野を超えていくところであることを踏まえると、それをどんなふうにしていくことができるかを、もしイメージなりがあれば、ぜひお話を伺いたいなと思いました。

以上2点となります。

○宮本座長 ありがとうございます。1点目、奈良県にお伺いするプレーヤーとしての役割は、竹本さん、岡本さん、どちらにお伺いすればよろしいですか。もちろん、どちらでも構いません。

○奈良県竹本様 では、県の役割、「コーディネーター」と「プレーヤー」のお話を少しさせていただいて、岡本さんに補足いただく形をお願いできればと思います。広域での県の役割というのは、「コーディネーター」というのが一番大きなところかと思いますが、発表の冒頭で申しましたが、県も主体的に地域福祉に取り組んでいくということで、「地域福祉支援計画」ではなく、「県域地域福祉計画」とさせていただいているとおり、高みの見物ではなくて、自分たちも汗をかくということが基盤としてあるところです。

少しずれるかもしれませんが、「包括的な支援体制は市町村域で構築するということが言われているから、県は引いて見て、県だけの考えだけで動く」というわけではなくて、実際に市町村のほうに伺って、市町村が例えば行き詰まりを感じているところや、ちょっとここを手伝ってもらえないだろうかというところを、県のほうでできることがあれば、そこを主体的に県がプレーヤーとして入っていくようなイメージを持って取り組ん

でいます。

また、例えば居住支援は、奈良県は居住支援協議会が県域にしかないのですが、それをこれからどう進めていくかというときに、最初は県のほうが広域的な取組から、課題感を少し詰めた上で、住宅部門等と連携もしながら市町村のほうに展開していくということもひとつ、取組展開でのプレーヤーという考え方もあるのかなと思いながら、これから県がプレーヤーとしてできることを模索しながらやっていっているような形です。

県社協さんのほうから何かあれば、補足をお願いします。

○奈良県岡本様 コーディネーションが大事だというのは言うまでもありませんが、先ほども申し上げたように、奈良県の郡部問題をふまえると、地域共生社会の実現に向けた具体的な場面や事象で、一つ一つ、どう町村部と力を合わせていくかというところが大きな取組課題になってくるのかなと思います。

また、先に例に挙げました就労準備支援事業の広域化は県社協が受託していますが、そこへ至るプロセスで県がリーダーシップを持ちつつ、プレーヤーとしてもこの問題にきちんと取り組んでいくという覚悟、本気度というのが試される実践でもあるのかなと思います。あらゆるテーマで本気の県の姿勢というのが様々な主体を動かしていくというのは実感もあったところです。居住支援の問題もそうですが、こういったテーマを取組課題に位置づけ議論を広げていくというのが、今後大事になってくるのかなと感じます。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。よろしいですか。

続いて、永田構成員のほうからお答えをお願いします。

○永田構成員 御質問ありがとうございました。

その前にちょっとだけ、先ほどの奥田構成員からの御質問で言い忘れたことがあるのですが、すけれども、身寄り問題が先ほど言われていた問題にすごくフィットするのではないかなと思っていて、最近だと、そういう方々に様々な課題があるということで、例えば入院しているときに、〇〇を忘れたときにどうしたらいいか、誰がやればいいんだとか、それは介護支援専門員や包括の本来の仕事じゃないと議論しているのですけれども、多くの問題は実は日常の問題で、社会的孤立が背景にあって、例えばそういうものを忘れたときに、「ああ、取ってくるよ」という人が周りにいてくれるというのが本来は重要だと思います。

ですので、身寄り問題を議論するときにも、そこからこれが必要だ、あれが必要だ、この事業をつくらなければいけないというのはもちろんありますが、同時に、地域のところから、日常のところから議論ができると、この検討会ではいいなと思ったということをつけ加えたいと思います。

鎗木構成員の御質問ですけれども、私もどうしたらいいのかなと思ったので、疑問形で書いていますが、1つは、その少し後で書いた、例えば地域福祉の推進という1つの括りの中から出した形で、地域共生社会の理念や考え方を指針として打ち出していくとか、そういった形で広げていく。つまり、社会福祉法の枠の中だけで考えるのではなくて、そう

いう外出したような広げ方も考えていくことができるのかなと思いますし、もちろん社会福祉法の中で、こういった先ほど来議論しているような考え方をどのように位置づけていけるのかということを考えていくことは、検討会議を通してのテーマかなと思いますので、考えていければと思っています。

すみません、十分なお答えができないのですけれども、ありがとうございます。

○宮本座長 106条の3、どう書き換えるかというのは、まだまだ時間がありますので、じっくり議論できるのではないかなと思います。

では、中野構成員、お願いします。

○中野構成員 すみません、お時間が足りない中、申し訳ないです。

私は本当に単純な質問で、飛騨市さんに御質問ということで、28ページの総合相談員は、専門資格を持った人がプライド高くやらないほうがいいという言葉が、私、非常に印象に残りました。例えば専門資格がないにしても、つなぐとか、じっくり話を聞くとか、そういった中で必要な制度につないでいくというスキルはお持ちであるということだと思しますので、どういう方たちがされていて、そういう方たちをどこから見つけてこられているのか。あるいは、そういう人たちを何か育成されているのかとか、そういったことをお聞かせいただけたらなと思います。

成年後見の仕事をしている中で、しっかりと話を聞いて、制度利用の必要性があるというアセスメントを行った上でつなげていただくと、成年後見制度は非常に効果的な制度ではあるのですけれども、必要性が必ずしもない中で成年後見という形でつなげてしまうと、重たい制度だということになってしまうということが常日頃、気になるところでございますので、コーディネートしてうまくつないでいただく方がいらっしゃるということは、仕組みなのか、質なのかという両方あると思うのですけれども、その辺りのところをお聞かせいただけたらありがたいなと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。先ほど私のほうから都竹さんに、思う存分挑発的にやってくださいとけしかけてしまった面もあって、要らぬ緊張感を生んでしまったかもしれませんが、気にせずお答えください。

○岐阜県飛騨市都竹様 御質問ありがとうございます。

私たちがうちの現場で結構いいなと思っているのは、保育士さん、元保育士ですね。基本のベース、福祉の対人支援ということでは、ベースが全くないというのはちょっとどうかなと思うのですけれども、保育士さんは、こどもさん、親、いろいろなところに関わって対人支援されているので、ベースが非常に整って見えるのです。そこでしっかりと話が聞ける方だと、本当にいいふうに全部聞いてきてくれて、かつ、分からないことがあっても、保育士の分野なので、精神保健福祉とか社会福祉みたいにいろいろな制度の中で何か与えていこうという感覚がないので、すごくフラットに持ってきていただけるという感じがあります。なので、そういった方がすごくいいなと思っています。

看護師さんとかもいるのですけれども、看護師さんだとどうしても体のほうに話が行っ

てしまって、聞き方が自分の専門分野にちょっとバイアスがかかってしまうのです。なので、そういう感じの方だとじっくり話が聞ける。なので、うちの相談の中でも60代の方かが非常にいい立ち回りをしてくださっているなというのがあって、今やっている中では、そういう人たちに本当に活躍いただいております。

○岐阜県飛騨市青木様 専門資格を持った人がプライド高くやらないほうがよいこともある。すみません。

○岐阜県飛騨市都竹様 全員が駄目と言ったわけではなくて、時々バイアスがかかることがあるのでというくらいです。

○宮本座長 中野構成員、どうぞ。

○中野構成員 決して批判的な意味で捉えたのではなくて、とてもいい視点だなという意味で御質問させていただきました。ありがとうございます。

○宮本座長 恐らく専門性を否定されているわけじゃ全くなくて、それをこの連携の中で十分に発揮していただくためにも、取りあえず括弧に括りながら対話を進めるというお話だったのかなと私は理解しております。よいこともあるという青木さんのお話のポイントかなと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

松田構成員、お願いします。

○松田構成員 ありがとうございます。大変勉強になりました。ちなみに、保育士さんも国家資格です。保育士もプライドを持ってやっていたらいいと思います。どっちがいいとかじゃなくて、どっちかというところとティーチとケアじゃなくて、ピアなんだというところじゃないかなとちょっと思っています。どんなすばらしい資格を持っている方も、ピアの視点で関わってくださる方はすばらしいとすごく思います。ただ、対人援助のベースがあるとおっしゃられたのは、すごくよく分かりました。

先ほど永田先生が、予防的にやるべきだ。8050の人がこどものときに出会っていたというのは本当に象徴的だなと思うのですけれども、私たちは地域で妊娠中から関わっているので、もしかしたらティーンエイジャーのところから親になるということに関わっているのですけれども、こちら側の議論になってしまうと、こどものときからの予防的な観点です。こどもというと要保護児童対策地域協議会になってしまうのです。そうじゃなくてというところが予防だと思っているのですけれども、この枠組みの中でそこをやるというのは本当に難しいと感じていて、今日の坂井市さんとか飛騨市さんはそこをどう捉えていらっしゃるのかなというのをちょっとお伺いしてみたかったです。お願いします。

○宮本座長 先ほど来の問題の前、日常というレベル、特にこどもの分野で考えた場合、どういうアプローチが可能か。坂井市、飛騨市、両方からですね。

では、斉藤さんからお願いします。

○福井県坂井市斉藤様 ありがとうございます。

要対協の関連だと認識しました。恐らく、今、御指摘いただいた事項は、全国大多数の

ところでそういう思いがあるのではないかなと思います。行政機関の中では要対協という括りのほうが強いので、例えば窓口に来る児扶の方とかお子さんのこととかで支援しようと思うと、余計なお世話ですけれども、学校での様子とか、不登校じゃなくてもつまずいていることがないのかとか、そういったことを支援する機会というのは我々もあるのですけれども、その括りは、困窮とか、そういう括りで入っていくのですけれども、そういう括りでしか我々も入れていないというのが現状かなと思います。

○宮本座長 ありがとうございます。

続いて、飛騨市、お願いします。

○岐阜県飛騨市都竹様 予防的な観点ということでいくと、うちも実は産前産後と保育園のところにも作業療法士に関わってもらっているのですけれども、今、身体調和支援というのも始めているのですけれども、遡っていくと、作業療法士も生まれるところから関わりたい、産道のところから関わりたいと言ってくるのです。なので、結果的に幼少期のところに関わっていると、後、ずっとつながりができていくのです。

実は、私たち、助産師に今、関わってもらっているのは、My助産師制度というのを立ち上げて、LINEでお母さんたちと助産師がつながって何でも相談を受ける。そのときの相談もですが、助産師というの結構ずっとライフステージ、お母さんたちが成長していく過程に関わる人たちなので、後でいろいろな過程の変化を感じて、それをふらっとにつなげていただくということをやっています。なので、とにかく関わりを持つ。お母さんたちにもメリットのある関わりを、小さいうちに行政としてしっかりつけてしまうということで、その後のいろいろな変化に迅速に対応できるのかなと思って、日々取り組んでおります。

○宮本座長 松田構成員、よろしいですか。はい。

だんだん時間がなくなってきていて、原田構成員のほうから資料も提出していただいております。あと、菊池座長代理からは御発言いただきたいと思っております、尼野構成員、その前をお願いします。どうぞ。

○尼野構成員 すみません、時間がないのにありがとうございます。

今日、いろいろなお話を聞かせてもらって、私は地域のNPOで働いていて、割に住民に近い立場で仕事をしているので、正直、行政の人にはあまり期待できないというか、要するに地域で活動していると、言語がなかなかすり合わないことが結構ある気がしたので、行政職の方の報告を聞いて、こんなことできるんだというのが知れたのもすごくよかったですと思いました。

社会参加とか地域参加ということ、私もすごくずっと気になっていて、個別支援から見る地域づくりみたいなことは限界があるような気がしていて、その辺がまだもやもやとしているので、永田先生かなと思いつつ、誰に聞いたらいいか分からないのですけれども、地域で見守りとか困り事をキャッチするという話で言うと、奥田さんもおっしゃっていたみたいに日常の関わりがないと、困ったときにだけつながるといのは絶対無理。孤立し

ている人は特にそうです。

そういうふうにと考えると、民生委員さんだけじゃなくて、地域で日常的に生活を共にしている人がキャッチした情報をどこにつなげるかということが、私たちの地域ではすごく大事で、この人に言えば何とかしてくれるというか、必要なところにつないでくれたり、必要な情報をくれたりする。多分、豊中で言ったら勝部さんみたいな存在だと思うのですが、どうつながるかみたいなことはすごく大事な気がして。永田先生がおっしゃった自治体のマインドの転換、いろいろな人たちを巻き込んでいかないといけないときに、それがどういう共通言語を使っていけるのか。こういう話を地域でも、多分なかなか難しい。それがピアの関係だったり、いろいろな言い方があると思うのですが、ね。

このまま帰ったら頭が爆発しそうなので、今日、話されたようなことを、地域の活動とか地域で暮らしている方たちに私はどんなふうに説明したらいいか教えてほしいという話なのです。すみません。

○宮本座長 相談支援から始まる一筆書きじゃなくて、ケアからの提起というのがありましたけれども、市民からの提起。あえて自治体ではなくて、永田構成員のほうからある程度理論的に整理してもらえると、尼野さんも安心して帰れるかなというところなのですけれども、いかがでしょうか。

○永田構成員 理論的に説明できるか分からないですけれども、順番を間違えているのではないかなと思うのです。相談支援をどうしようと、みんなで一生懸命知恵を絞ると、行政の職員さんたちは自分たちの所管の話なので、そこが一番話しやすい。例えば、地域包括支援センターの所管課と話をし、障害福祉サービスの所管課と話をし・・・と、順番がそうになってしまうと思うのです。しかし、本来は、先ほど奥田構成員も言われていたように、そもそも暮らしている日常があって、そこで暮らしている方が孤立状態にあったら、いろいろな人たちが心配したり、何だかんだ、いろいろ世話を焼いたりしているわけです。

本来はそっちがあって、そこを誰が気づいたらいいのかなとか、誰も気づいていない人がいたら気づくような仕組みが必要だよなって、そういう順番で本来は考えていって、その気づきは誰につながればいいのだろう、どうやって受け止めたらいいんだろうと考えていったほうがいいはずなのに、地域のことはよく分からないから、よくわかる相談支援のほうから考えてしまうということがあるのではないかと思います。まさに北芝などでやっていらっしゃるようなことがベースで、その日常からどうやって相談支援の仕組みをつくっていったらいいかということを考えていくというのが本来の構築の手順ではないかと整理していただけるといいのかなと思います。

○宮本座長 まさにそれでいいのだと。それを見守って応援するのが、この共生社会あるいは重層あるいは包括であるということなのです。ありがとうございます。

たくさん出てきてしまった。だんだん時間が逼迫しているので、勝部構成員、お願いし

ます。

○勝部構成員 今の話でいくと、これまで私たちのまちでは、地域の見守りを住民が一生懸命頑張って、気になる人をいっぱいサポートしましょうとやっていたのが、CSWを置く前は何が起こったかという、行政にやっとたどり着いてつながったら断られる。すると住民は真面目に見守りしてもなかなか進まない、消極的になるムードになるというところが、断らない相談をCSWが行うことで発見力を上げるばかり言っても無理で、だから解決のところもしっかりやろうねという両輪を言って進めてきました。今度は極端に相談のところだけやったら住民が全然出てこないみたいな形にととても違和感がありました。私も尼野さん同様爆発しそうです。

○宮本座長 上山構成員、今のことに関わってということによろしいですか。

○上山構成員 ちょっと別の話でもいいですか。

○宮本座長 進行に御協力いただきつつ、お願いいたします。

○上山構成員 質問というか、感想に近くなってしまうので、ちょっと迷っていたのですが、成年後見制度がスタートして成年後見人が選任された後に、地域包括支援体制とどういうふうに関わっていくのかという視点が、実は今まであまり議論されてきていない印象があるのですね。多分、永田さんとか奥田さんの問題意識とも一部重なるところはあるのですが、いわゆる問題解決ということに軸足を置いた相談支援という形で考えていくと、坂井市さんから出てきた資料の12ページにあるように、一次相談窓口のところから中核機関なんか流れて、必要に応じて首長申立てをしていくというのが、おそらく一般的だろうと思います。

しかし、ある意味ではこれが一方通行の矢印となっていて、実際に成年後見人が選任された後で、その成年後見人や御本人が、この地域包括支援体制とどういうふうに関わっていくのかという問題。それこそ参加支援とか地域づくりの問題については、この文脈ではいつも等閑視されてしまっているところがあると思います。さらにいえば、いったん成年後見人が選任されてしまうと、市町村申立てを行った行政等も直接的な支援から手を引いてしまって、支援を成年後見人に丸投げしてしまうという事案も珍しくないように感じます。今、法制審議会のほうで成年後見人の権限を小さくしたり、あるいは成年後見制度の利用を終わらせる、終わらない後見から途中でやめて、まさに日常に戻っていくという構造を考えているときに、この逆方向の矢印というものがある程度見えてこないか、うまくソフトランディングできないのではないかと考えていまして、その辺り、今後のこの会議の中でも少し議論していただけたらうれしいなと思います。

以上です。

○宮本座長 御趣旨、重々承知しております。それも次々に出てくると思います。先ほど石田構成員のほうからも、そこも含めたフレームという質問もあって、斉藤さんのほうから、そこをいかに御苦労しているかという御回答もありました。こういうことを折り重ねつつ、少しずつそこを見出していきたいということではないか。つくづく上山構成員の御

協力もお願いしたいところだというふうに思います。取りあえずはよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、原田構成員からお願いします。

○原田構成員

皆さんのところに私からの提出資料が配布されていますが、これは私がつくったものではなくて、2017年の包括的な支援体制のイメージ図を厚労省が作成したものです。なぜこれを提出したかという、今日、議論の中でも包括的支援と包括的な支援体制と重層的支援体制整備事業が何か混乱しているような感じがするのです。

その意味では、包括的な支援体制というものが106条に基づいて、どんなふうに当時議論されていたのかというのが、このイメージ図によく示されています。1の地域の基盤づくりというところですが、中間支援や環境づくり、財源づくりが必要だ。これを1番に持ってきた、第1号になっているというのが、まさに今日、議論があった日常や予防という地域づくりをしないと包括的な支援体制の基盤がつかれないということが1号にした理由だったと思うのです。

2のところが、まさにアウトリーチをしながら包括的な相談を丸ごと受け止めていく。

3が多機関協働ですが、さらに左下の点線がとても重要です。これは市町村の枠を超えて、今日、奈良県が非常に丁寧にお話いただいた、広域のところをどういう仕組みにしていくのが課題です。これなしに市町村に全部委ねたら市町村はパンクしてしまうという話です。

ただ、4のところというか、左下のところは法律上、書かれていないのです。そうすると、広域や県の支援というのはどうするのかというのは、今日、奈良県の御報告であったようにとても大事なポイントになると思います。資料の裏面のところに、実は既にガイドライン、指針が示されているのですけれども、この指針の中身を今日的にどう見直すかと同時に、今日、お話があった地域福祉計画の中にこれらをどう入れていくか。

つまり、包括的な支援体制というのは、より住民に身近なところでアウトリーチしてジェネリックに支援していくという部分と、都道府県のスペシフィックな支援、つまり対人援助を構造化するというのが包括的な支援体制の大きな考え方の原点だったわけです。包括的支援が大事だという議論だけにしてはシステムにならないので、どういう体制をつくるかという議論がこれから必要になるのではないかなと思ったところです。

○宮本座長 ありがとうございます。大事な原点を思い返すことができました。1つ重要な御示唆ではなかったかなと思います。

最後、菊池座長代理のほうからいかがでしょうか。これまでの議論をおまとめいただきつつ、コメント等お願いいたします。

○菊池座長代理 時間もありませんので、2点です。

県の役割についてと、永田先生の御発表についてですが、1つは県の役割について。奈良県さんは町村の数的割合が大きい。町村合併が進まなかったというお話もあったかと思

うのですけれども、そういった特徴を踏まえた県の役割を考える必要があるのではないかと。私が知る限り、埼玉県も町村合併が進まず、その中で県がかなり主導して、例えば重層事業とかをサポートしてやっておられるというのを存じ上げていますけれども、町村合併がなかなか進まないという県の役割が大きくならざるを得ないという傾向があるのではないかと、という仮説を立てています。

言いたいことは、県の役割を考えるに当たっても、幾つかの局面、レベルに応じた県の役割の在り方を考える必要があるのではないかと、ということで、例えば、今、申し上げたのは、後方支援的な部分での県の役割という意味では、県ごとにその在り方というのは多分違うのではないかと、思うのです。他方、各市町村でしっかりやっておられても、課題や対象者の特性によって、そもそも県の所管分野との連携が必要だという部分で、おのずと広域的な対応が不可欠である場面もあると思います。

その中で、先ほど県の直接のプレーヤーとしての役割という議論もあったのですけれども、生困における町村の役割と社会福祉法における町村の役割は同じではないので、直接のプレーヤーとはどういうことかなと思ったのです。そこで、先ほど居住支援協議会の例を奈良県さんが出されて、なるほどそういう局面では県が主体的にプレーヤーになることがあるのかなというのには1つ感じました。

あと、関連して、例えば私も奈良県吉野郡の3町8村の介護保険者に関わる老健の研究事業に関わらせていただいているのですが、介護保険であれば審査会の共同設置とか一部事務組合とか広域連合とか、そういった保険者間、保険者イコール自治体、自治体間の連携・共同というのが仕組みとしてあるわけですが、こういった県とは異なる保険者間・自治体間の広域的な連携を制度化も含めてやるのかやらないのかというの、1つの論点になるのかなと感じました。

あと、すみません、もう一つ、永田先生から外出しというお言葉があって、その意味についてです。端的に申し上げると、社会福祉法の今の立てつけ、1条に目的規定があって、4条以下があるという、そこを超えて地域共生社会の在り方を広げていくという、社会福祉法の中でそこまで求められるという意味なのか、いや、そうじゃなくて、社会福祉法4条1項も介護保険法5条5項も同じですけれども、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら参加し、共生する地域社会が地域共生社会だということですが、その中身というのは、地域共生社会を実現する1つの取組が地域福祉の増進・推進だけれども、条文の論理解釈からして、それに限っていないわけです。だから、そこはどのようにするのかという。

書いていない部分も含めて、社会福祉法の中で広げていくというお話なのか、それともそれは社会福祉法とは別のところで、たまたま今日、始まる前に朝川前局長がいらして、新しい名刺を頂いて、内閣官房全世代型社会保障構築会議事務局長と書いてあったので、朝川さんとそっちのほうで地域共生社会の推進を議論すればいいと考えて、そこは割り切るのか。それは今回のこちらの法律改正でどこまでを射程に含めた議論をするかというこ

とに関わるので、早めに決めたほうが良いと思うのです。私は概念の再確認とこの検討会議の開催要綱に書いてあったので、概念自体を再考するという意味合いも含まれるかと思ったのだけれども、どうもそうじゃなくて、単に確認するということだったのかと、今、そう理解しています。

いずれにしても、永田先生のおっしゃる外出しということが、それはそれで、そういう作業は必要だけれども、ここでは社会福祉法の1条の目的規定の見直しとなるかもしれないけれども、法律の枠の範囲内で6条2項とか、関連で連携というのも考えるというスタンスでいらっしゃるのか。多分、そうなのかなと思いつつも、ここは確認させていただきたい。

長くなってすみません。以上です。

○宮本座長 永田構成員、いかがですか。

○永田構成員 ありがとうございます。

今、菊池先生がおっしゃった意味で言うと、両方、ぼやっとイメージしていたのかもしれないなど、改めて先生のお話を聞いて整理ができました。4条の1項で地域福祉の推進だけにそこがかかっているようなものは狭いのではないかという認識があったので、それは社会福祉法全体の目的規定の見直しという、先生が言われた後者の認識ももちろんあります。

ただ、もう一方で、地域共生社会というのがどういうところを目指していくのかというのを、先生が言われたように別のところでしっかりと位置づけるということも必要だと思うのですが、そっちに投げってしまうと、こっちでやらないということになってしまうような気もするので、社会福祉法は社会福祉法の中でできることを、今より拡大した形でしっかりと考えたいと思いますし、併せて、どういう社会を目指していくのかというのを全体として共有できるようなものがあるかという思いも持っています。

○宮本座長 最後に非常に大事な論点を出していただいて、深めたいという衝動も高まってくるのですが、私の不手際もあって予定時間を大幅に過ぎております。皆さんにおかれては、3時間10分に及ぶ大討論を終えていただきつつありますが、よろしいでしょうか。取りあえず、今日の部分はピリオドを打たせていただくことにさせていただきたいと思っております。

それでは、次回の予定について事務局のほうからよろしく申し上げます。

○武田課長補佐 ありがとうございます。

次回につきましては、8月下旬開催を予定しております。正式な開催通知につきましては、別途御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

○宮本座長 ということで、今日の検討会議、ここまでとさせていただきます。長時間、どうもお疲れさまでした。